

平成29年12月18日（月曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

平成29年第4回松島町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（14名）

1番	杉原	崇	君	2番	櫻井	靖	君
3番	緑山	市朗	君	4番	赤間	幸夫	君
5番	高橋	利典	君	6番	片山	正弘	君
7番	澁谷	秀夫	君	8番	今野	章	君
9番	太齋	雅一	君	10番	後藤	良郎	君
11番	菅野	良雄	君	12番	高橋	幸彦	君
13番	色川	晴夫	君	14番	阿部	幸夫	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井	公一	君
副町長	熊谷	清一	君
総務課長	亀井	純	君
財務課長	千葉	繁雄	君
企画調整課長	小松	良一	君
町民福祉課長	太田	雄	君
健康長寿課長	児玉	藤子	君
産業観光課長	安土	哲	君
建設課長	赤間	春夫	君
会計管理者兼会計課長	鷹平	義弘	君
水道事業所長	佐藤	進	君
水道事業所副所長	岩渕	茂樹	君
危機管理監	赤間	隆之	君
企画調整課専門官	佐々木	敏正	君
総務課総務管理班長	櫻井	和也	君
教育長	内海	俊行	君

教 育 次 長	本 間 澄 江 君
教 育 課 長	三 浦 敏 君
スポーツ振興センター所長兼 海洋センター所長	千 葉 知 道 君
選挙管理委員会事務局長	伊 藤 政 宏 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 義 行 主 事 菊 地 磯 子

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 9 年 1 2 月 1 8 日 (月曜日) 午前 1 0 時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 〳 第 2 議案第 9 8 号 松島町水産業共同利用施設設置条例の制定について
 - 〳 第 3 議案第 9 9 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 〳 第 4 議案第 1 0 0 号 松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - 〳 第 5 議案第 1 0 1 号 和解の申立てについて
 - 〳 第 6 議案第 1 0 2 号 指定管理者の指定について
【B&G海洋センター及び町民グラウンド】
 - 〳 第 7 議案第 1 0 3 号 工事委託に関する協定の締結について
【磯崎第二雨水ポンプ場・高城浜雨水ポンプ場】
 - 〳 第 8 議案第 1 0 4 号 工事委託に関する変更協定の締結について
【浪打浜雨水ポンプ場】
 - 〳 第 9 議案第 1 0 5 号 工事請負契約の締結について
【町道三浦線避難道路整備工事】
 - 〳 第 1 0 議案第 1 0 6 号 工事請負契約の締結について
【長田排水区雨水管渠築造工事】
 - 〳 第 1 1 議案第 1 0 7 号 工事請負契約の変更について
【松島町公共下水道幹線污水管渠移設工事】

- 〃 第12 議案第108号 平成29年度松島町一般会計補正予算（第5号）について
 - 〃 第13 議案第109号 平成29年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 〃 第14 議案第110号 平成29年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 〃 第15 議案第111号 平成29年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
 - 〃 第16 議案第112号 平成29年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）について
 - 〃 第17 議案第113号 平成29年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
 - 〃 第18 議案第114号 平成29年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）について
 - 〃 第19 議案第116号 松島町監査委員の選任につき同意を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（阿部幸夫君） 皆様、おはようございます。

平成29年第4回松島町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますのでお知らせいたします。 ██████████ 様でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、3番緑山市朗議員、4番赤間幸夫議員を指名します。

日程第2 議案第98号 松島町水産業共同利用施設設置条例の制定について

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、議案第98号松島町水産業共同利用施設設置条例の制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。1番杉原崇議員。

○1番（杉原 崇君） 杉原でございます。おはようございます。

漁具倉庫についてお尋ねします。指定管理者の募集に関してはいつぐらいを予定していますでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 担当課長より答弁させますのでよろしく申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 安土課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 指定管理者の募集についてですが、今後の予定ではございますけれども、今後この設置条例がよしとなった場合には3月に協定の議案のほうを上程させていただきたいと考えております。その前段に当たって指定管理者の募集、選定については1月末から作業に入りまして、2月の中旬ごろには決定という計画で進めたいと考えております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原議員。

○1番（杉原 崇君） それを踏まえまして、具体的にいつぐらいから使用可能なのかという目安はありますか。

○議長（阿部幸夫君） 安土課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 使用、供用開始につきましては、選定後、4月1日から指定管理者側をお願いしたいと考えておまして、その前段、募集をかける中で施設の内部等を見ることは可能ですが、使用に関しては新年度からというふうに考えております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 後藤良郎でございます。

大変立派な倉庫に生まれかわったなど見ておりました。それでいろいろ読ませてもらった中で、水産業関係がメインの目的なのかと思いますけれども、具体的にどのような使用目的が想定されるのかお願いをいたします。

○議長（阿部幸夫君） 安土課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 基本は漁具倉庫となりますので、提案の説明をさせていただきましたとおり漁具資材の収納、また漁船船舶等の資材の収納というのを一番に想定して考えております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 後藤議員。

○10番（後藤良郎君） この条例並びに規則を読ませてもらいますと、例えば町でも主催、共催云々とありますが、この場合の中身としてはどのようなものを考えておられるのかお願いをいたします。

○議長（阿部幸夫君） 安土課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 指定管理した後のことを考えた場合、指定管理者が行う行事で町が共催としたような、天候に恵まれ近辺で行われる磯島カキまつり等行われた場合、その中で実際にイベントが実施されるということも想定できるのかなというふうには考えておりますが、漁具等実際に収納している場合、そういったことが行えるかどうかというのは、今後運営しながら考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 後藤議員。

○10番（後藤良郎君） 例の、震災を受けて、我が町以外でもいろいろ、気仙沼とか南三陸とかでも同じような状況があったかと思えます。そのような自治体でもこのような例があるのか、わかればお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 安土課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 同じような漁具倉庫の形態としましては、東松島市と山元町の

ほうで、同じように東日本大震災復興交付金事業で建設し、地元の、宮城県の漁協のほうに指定管理しているという例がございます。そちらのほうの例を見ますと、実際は本当に漁具の収納のみに使われているというのが実情のようでした。以上です。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他にございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番赤間ですが、私からは条例の第5条使用の許可について若干質問させていただきます。

まずもって、条例第5条について、あらかじめと町長の許可を受けなければならないとする許可は、議案関係資料の第5条使用料の納入方法に記載のある許可申請と同時申請に添えてというふうに記載があるわけですが、同時に言えることとして、納めの確認ができて初めて許可であるという理解でよろしいのかどうかの確認をまずさせていただきたいと思いますが。

○議長（阿部幸夫君） 安土課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 申請と納付と同時で許可というふうに認識しております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間議員。

○4番（赤間幸夫君） 次に、その使用料ですが、第6条には町長が後納を認めた場合というケース、これはどういった点を想定されておりますか。条例でございますけれども。

○議長（阿部幸夫君） 安土課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 実際には前納して貸し出すというのが公共施設の前提条件かなと思っております。不測の事態においてどうしても後納せざるを得ないとなった場合において、実際に後納できることを担保できると確認できた場合後納というふうにさせていただければと思っております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間議員。

○4番（赤間幸夫君） それは、許可に当たって3カ月前から前日というか当日の部分までという期間の中で、どうしても期間的というか時間的に納めの部分が後手に回るというケースが生じるやもしれないという前提で、そういった描きをしておられるという理解でよろしいんですね。

○議長（阿部幸夫君） 安土課長。

○産業観光課長（安土 哲君） はい。今、赤間議員から言われたとおり認識しております。そのとおりで考えております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間議員。

○4番（赤間幸夫君） 次に、議案資料の第98号関係資料の部分でお尋ねおきますが、第6条に使用料の減免とうたわれておりますが、（3）に町長が特に必要と認める場合であって町長が認める額というふうに記載があります。この部分はどういった想定をなさっているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（阿部幸夫君） 安土課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 一番は、その条例の趣旨にもございますように、松島町の水産業の振興を図るために使う施設だよというふうに町長が判断できた場合というふうに、その6条の、済みません規則の6条の（3）に該当させて、それは全額か半額かというふうに判断したいと考えております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間議員。

○4番（赤間幸夫君） わかりました。何度も前後して申しわけありませんが、条例のほうの2ページのほうにいて、使用料について1平米当たり月額43円と記載されていますね。それで、この資料の最終ページのほうにレイアウト図が載っておって、薄くピンクに着色されている部分があるんですけども、その場合に、例えば24.5平米に43円を掛けますと1,053円と端数がつくわけですけども、これは使用料としては皆切り捨てに捉えているわけなんですけど、切り上げることはならないんですか。1円の話ですけども。その辺ちょっと確認しておきます。

○議長（阿部幸夫君） 安土課長。

○産業観光課長（安土 哲君） この使用料を算出するに当たって一番基本としたのが行政財産目的外使用料と、松島町の財産交換譲与に関する条例で鑑みましてこの積算をしました。行政財産の目的外使用につきましては延滞まで、そして小数点以下は切り捨てると、それに合わせて今回こちらの算定をさせていただきました。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他にございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） この条例は、自治法244条の2ということで基づいて設置されたものがありますけれども、ちょっとこの自治法の244条の2を読んでいてこの2項に普通地方公共団体は条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについてこれを廃止、または条例で定める長期的かつ独占的な利用をさせようとするときは議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないとなっております。そこで、この議会の権限に属するものですから、私が勉強不足なのかどうかわかりませんが、松島町で特に

重要なものと指定していたものがあつたのかなと思いましたが、ちょっとこの公の施設ということで聞かせていただきました。

○議長（阿部幸夫君） 安土課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 一番は、公の施設の定義がここで議会で諮られるべき案件なのかなと考えておりました。公の施設でないものは単なる行政財産だろうと。例えばで言うと、いわゆる公衆便所等につきましては公の施設ではなくて行政財産になるかと思えます。行政財産というのは、利用促進を図る必要がなく単純に使っていただくように維持管理をしますと。公の施設という定義につきましては条例に趣旨がありまして、何ための振興を図るためにこの施設を今回設置条例として出すと、そういうふうに大きく分けて考えまして、今回は、この漁具倉庫につきましては水産業の振興を図るための公の施設と位置づけまして、今回議案のほうに出させていただきます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） だから、公の施設として条例を設置するのは問題ないと思いますが、議会の権限を生かすということからすると、特に重要な施設というものを指定しているものはあつたんですかということを知っています。

○議長（阿部幸夫君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 244の2の第2項の話ですが、今回は第1項の公の施設についてですが、第2項については特に重要な施設ということでございまして、これについては他市町の類例を見ますと特に重要な施設としてあらかじめ条例を設けるわけですね。例えば、病院を持っているところは病院だとか、そういった施設を244条の2を該当させるということございまして、うちの町ではこの条例はございませんので存在はしていないということです。

○議長（阿部幸夫君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 多分なかったなという思いで質問させていただきましたけれども、今、宮城県で上下水道なんかの民間委託ということで検討しているようですけれども、松島の水道も将来どうなるかわかりませんが、水道だけに限られず指定管理者制度で維持管理していくというのがふえてくるのではないかと思うので、やっぱり他市町のようにある程度指定しておかないと、特に重要なものとして何々があるんだということを指定しておかないと、いずれ過半数だけでは自治法から見るといけないのではないかと思いますので、その辺どうお考えなのかなということをお聞かせいただければ。

○議長（阿部幸夫君） 亀井課長。

○総務課長（亀井 純君） 特に重要な施設ですのでこの3分の2の絶対多数決ということでの位置づけということで、条例としては運用されているようではございます。うちの町としてじゃあそれがどういうふうなことでどんな施設がということについては、副町長からお答えさせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今、議員から今後のことも踏まえてそういう特別な公共施設という意味でお話があったのかなと思っています。今の段階では、今、町は指定管理者をいろいろやっているわけですけれども、どの辺が重要なという部分になっていくのかなというところはあるんですけれども、今の段階で特に重要なというところの施設はちょっとないのかなと。ただ、今後、いろいろな施設に指定管理、その他もろもろ、さっき水道事業の話もありましたけれども、そういうことはちょっと頭に入れながら、今後の流れ、世の中の状況を見ながらその辺は対応していきたいと思います。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。他の市町村を見てみると、学校とか水道事業施設とか体育館とか、いろいろ指定しているんですね。小学校の統廃合なんかも本来ならば3分の2の議決が必要だったのではないかと思うんですよ。重要な施設としていけば、だけれどもそういうことでなかったような気がするんですけれども、将来においてそういう特に重要な問題と、施設の廃止とか、特に条例設置の場合には、やっぱりある程度指定しておいていただきたいという思いがありましたので、検討する必要があるかと思っておりますけれども、お考えのほど、よろしく願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今、学校の統廃合の話が出ましたけれども、今後松島町でも保育所とかあり方検討委員会からもいろいろな答申が出ていますし、そういった施設等のことが今後出てくるかと思いますが、特に重要だということに関してはちょっとこれからいろいろ議論しますけれども、ただ議会のほうにはきちっと報告申し上げて、議会の権威をもって進めようと、こういう方針だけはスタンスをとっていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他にございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 2つほどですね。いわゆる施設、これの損壊の関係、誤って壊してしまったといった場合の責任の考え方といいますか、条例上ないような気がします。規則のほうで町長に届け出ると、こういう規定になっているんですが、具体的にはそういう損壊等があ

った場合に対応はどんなふうになるのか、その点についてお知らせください。

○議長（阿部幸夫君） 安土課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 指定管理者の協定を結ぶ際に、損壊に関するものにつきましては定めようとは考えておりましたが、著しく原因者負担となるものにつきましては指定管理者側で負担していただくというふうには考えております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 程度の問題ということになるんだと思うんですが、条例上その辺まで損壊があった場合はきちんと原因者の負担になりますよという規定は必要なかったのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 安土課長。

○産業観光課長（安土 哲君） この漁具倉庫でございますけれども、よくいうL字型の倉庫で仕切り等が全くないと。また、棚につきましても簡易な棚ということで、つくりが極めて簡易なことでもございまして、そこまで条例のほうで定めなかったというところになっております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野議員。

○8番（今野 章君） もう1つは、規則の中で、使用料の減免の中で（2）で公共的団体ということでの規程になっているんですが、公共的団体が公用のために使用する場合は減免をいたしますと。公共的といった場合どういう団体を想定しているのか、その辺だけお聞かせください。

○議長（阿部幸夫君） 安土課長。

○産業観光課長（安土 哲君） こちらの漁具倉庫ですと、主に漁業協同組合、それが公共的団体に該当するだろうというふうにして定めさせていただいております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 先ほども、カキまつりですか、等々を想定するというようなことのお話がありまして、漁協だけでない公共的な団体もあるかと思うんですが、もう少し範囲が広いのかなと思ったら、基本的にはもう漁協だということなんですか。例えば、観光協会のようなところがそういう場所を利用するというようなことも、もしかするとあるかもしれないこんなふうにも思うんですが、もう少し範囲、どの辺までなのか、その辺ちょっとあれば教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 安土課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 公共的団体の定義につきましては、商工会とか、商工会議所、また青年団や婦人会というものもその定義に含まれてきますので、指定管理者側に指定管理を委託した場合、そういった方々の運用も、組合員のみじゃなくて使えるということも話し合いながら運営のほうに当たっていきたいとは考えております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、損壊の関係の責任の範囲の問題であるとか、公共的団体、これについては指定管理者に移行する段階で話し合いで決めていくと、こういうことになるわけですか。

○議長（阿部幸夫君） 安土課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 指定管理者側と運営の話し合いをしながら、また協定の中で詰めて、取り上げていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 本来であれば、ここできちんと明解にされるべき筋のものではないかなという気がするんですが、非常にそういう点で、結局曖昧な答弁になるわけですよ、ここではね。明解ではないわけですよ。やっぱりここで明解でないということにならないということがむしろ私は問題ではないかなと、こういうふうに思うものですから。やっぱり責任の範囲はどういうものかと、ですね。集会所やなんかの損壊といいますか、足りないものがあつたときは指定管理料の中で見てもらう部分と、そうでないものときちんと分けているわけですよ。それも確かに指定管理の中で話し合っただけで決まっているという部分もあると思うんですが。条例上、少なくとも原因者に起因するんだよということぐらいは書いておかないとまずいのではないかなと。規則で町長に届け出れば終わりのような格好になっているものですからね。いかがなんでしょうか。その辺私は非常に疑問だと1つ思います。

それから、公共的団体というのは捉え方の問題が非常にありますので、この点についてもどこまでなんだというのはもっと明確にされるべきではないかと思うんですがいかがでしょうか。もう1回だけお聞きします。

○議長（阿部幸夫君） 安土課長。

○産業観光課長（安土 哲君） この漁具倉庫、建設し運営するに当たって、先ほど前段で申し上げました東松島市や山元町にも確認させていただきましたが、極めて用途のほうに限られているというのがありまして、今後こういったのが一般的に、例えば漁業協同組合に指定管理を委託した場合に他の行事等、使用のされ方というがなかなか想定できないというのが正

直ございました。ただし、可能性として指定管理者が広く運営に活用する場合、指定管理者がこの団体だけと限って、制限して使わせてしまうと、やはり用途が限られてしまう、狭くなってしまうということもございまして、条例上このみというふうに制限しなかったりとかですね。あと、棄損の割合につきましても、つくりが確かに、繰り返しの答弁になりますが、簡易なものでどれだけ壊れるんだらうと。ただ、一般的な指定管理の損壊の割合につきましては財産区分があって、何万円以上ですと原因者負担になると、何万円以下の軽微な修繕は町で持つと、そういった区分けがされてきたと思います。条例のほうでなかなか定められなかった部分につきましては、指定管理の協定の中でしっかりと明記をして運営のほうに当たっていけるようにはしたいとは考えております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他にございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第98号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第98号松島町水産業共同利用施設設置条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第99号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第3、議案第99号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 職員の皆さんの給料、勤勉手当を引き上げると、こういうことなので、よかったなと思うんですが、この引き上げでラスパイレスはどのぐらいまで上がるのか教えていただきたいなと思った次第ですのでよろしくお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 29年のラスパイレスの速報値を申し上げさせていただきますが、92.1ということで、昨年が91.4でございまして0.7ほど上がっているということです。1年間でですね。昨年と同じぐらいの上昇率ですので同じぐらいかなというように考えております。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。今野議員。

○8番（今野 章君） 聞くことはないんですが、利府町のを見てもみると、利府のは27年度ですけれども93.3とかね。塩竈が95.7、27年度でね。多賀城もあるようですけれども。全体としてやっぱりまだまだ低いのかなというような気がするんですが。課長も、自分がいる間に何とか頑張って上げたいとこういうお話をされていましたが、今回の引き上げを含めて見直しの進行状況はいかがなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 亀井課長。

○総務課長（亀井 純君） 27年の12月にこの席に座らせていただいて、最初のころの質問に給料を上げたいと思いますというようなことでお答えをしてきました。どんなことが原因で上がってこなかったか、それを大体総括しまして、それから、どうしたら上げられるかということを考えていきまして、もちろん議員の皆さんからもいろいろご指導もいただきました。やっぱりやれることというのは、人事評価を使うのが一番、今のところ正しいのではないかなというように考えていまして、人事評価については28年度9月1日現在ということで半年間でやりました。人事評価については、議員ご存じのように1年間の人事評価をするべきだと言われておりますので、28年度はあくまでも参考値ということで捉えさせていただきました。29年度、今、1年間を通じてやっているわけですが、これの反映が30年の今ごろですね、12月ぐらいに期末手当だとかに反映できるのではないかなというように思っております。あと、一方で、給与に関する規則の中で主幹というものがあるんですが、主幹をうちの町では平成18年度の給与改定以降発令していないということがありました。これ、規則上あるのになぜにやっていないんだろうということだったんですが、実際やっていなかったんで、これも主査になって何年かたって人事評価として例えばBをもらった人は主幹に上がれるんだとか、45歳になって主査になっていて人事評価でBをもらったら上がれるんだとかですね、そういった制度をつくっておかないと班長の職というのが非常に限られた職ですので、やっぱり主幹で拾ってあげないとラスとしては上がっていかないだろうなと思っています。若い世代の層は、今回の人事院勧告でもおわかりのようにある程度見てくれているという状況にもありますので、中年層というんですか40代以降ですね、ここを何とか上げないと思っています。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議員提案第99号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議員提案第99号職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第100号 松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、議案第100号松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 支給認定証ですか、これの提示したりなんだりというのが若干面倒くさいというのが多分あって簡単にしようと、こういうことなんだと思うんですが、そこでそれ自体問題ではないと思うんですが、本町において特定地域型保育ですか、こういったものを実際に利用されている方というのがいるのかどうかですね、その辺の実態について教えてくださいと思うんですが。

○議長（阿部幸夫君） 太田課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 実際は、現実的にはないと。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。今、いろいろな保育の形態がありますのでお聞きしますけれども、そうすると認可保育所、我が町では3カ所と1分園と、こういうことでありますけれども、町外で現在見られている方とか、何人いるのかですね。それから、地域型保育の関係、町内はないと思うんですが、これは町外でもないというふうに、イコールで考えてい

いのかどうかですね、その辺はどうなんでしょうか。それから、もう1つ認可外の保育所もありますよね、町外にはね、そういうケースはないのかどうか。その辺も含めて教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 太田課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 今現在、町外で入所されている方については3名おりまして、いずれも認定されている民間の保育所3カ所にそれぞれ1名ずつ入所されているというような状況です。（「それ以外はないと」の声あり）はい。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番です。今、今野議員がお尋ねされたのに関係してくるかもしれませんが、今お答えの中で3名民間保育所関係で認証者というか認定証の該当者がおられるような話をされたと思うんですが、町から積極的に町内のそういった子育て環境におられる父兄に向けて、こういった認証制度についてのご周知等はどういう状況にあるんですかね。されているんですか。あくまで、最終ページに資料として添付されていますけれども、保護者からの申請があった場合にのみの対応で町はよしとして進んでいるんですかね。その辺のちょっと確認をさせてください。

○議長（阿部幸夫君） 太田課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 町内の保育所の申請された児童について今現在入所されていると。例えば、町外からの入所については特にそれを避けるものではございませんが、どうしても定員上というか、入所可能な人数上、それはなかなか現時点ではちょっと難しいというようなことでございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間議員。

○4番（赤間幸夫君） 資料等についているわけですが、最終ページのほうに支給認定証、ひな形がついているわけなんですけれども、その中に内容として認定区分というふうにあるわけなんです。通常この認定区分というのは1号から3号まで、1号認定については教育標準時間認定というふうな捉え方をされているし、2号認定については、これはいずれもそうなんですけれども、子供3歳以上を対象としてということなんです。1号の場合には教育を希望する利用先幼稚園認定等区分、それから2号認定については子供3歳以上で保育の必要な事由に該当して保育所等での保育を希望する場合で利用先は保育所・認定こども園と。3号の場合は同様に子供満3歳以上で、保育の必要な事由に該当しておいて利用先は保育所・認定こども園と。松島の場合は認定こども園はありませんけれども。そういった場合

に、この認定区分の捉え方で、いわゆる保護者側が、子供のための教育・保育給付というふうには描かれていますけれども、あくまで保護者側の視点がどうしても強く出るのではないのかなと思うから、先ほどのような質問をさせてもらったわけですね。いろいろな働き方が父兄の側においてあって、教育を重視して3歳以上でそういった子供を預けたいという希望があるケースとかですね。あるいは逆に町内における現行の保育園とか幼稚園とかっていうふうな形での対応で望まれるケースとかね。いろいろな選択肢がある中で、町はそういったことをあくまで積極的には周知徹底を図っていくという考え方はないんですかというお尋ねだったんですね。その辺がちょっと私の理解の仕方と担当課長の理解に少しだけ違いがあるかなと思って聞いているわけなんですけれども、どうなんでしょうね、そこは。

○議長（阿部幸夫君） 太田課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 本来は、今、議員が言われたとおりの話になると思うんですけども、先ほども答弁しましたとおり、保育所における入れる児童の数とか、もちろんこれは保育士等の数とかにも影響出てくるんですけども、あと施設の大きさ等で、現実はなかなかそこまで配慮するのは難しいというような状況でございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間議員。

○4番（赤間幸夫君） わかりました。いずれ、子育て会議とかで保育園、幼稚園等の環境も含めて答申を受けているわけですから、近い、30年になるか、そういったところでの今後の対応、町側の子育て環境の充実という点での対応を見ながら、若干の変動が出てくるのかなと。しかしながら、町外から転入してきたいなという方々に対して選択肢の1つとしてこういったことの配慮も町は積極的に取り組んでいますよというのも1つの方策かなというふうな捉え方があったのであえて聞きました。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第100号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第100号松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第101号 和解の申立てについて

○議長（阿部幸夫君） 日程第5、議案第101号和解の申立てについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 今回の用地の買収ということで、所有者が不明であるというようなことの、裁判所にお願いをするというようなことでありますが、私、議会議員になりましてこういうのちょっと記憶にないんですけれども、今までこういったケースはあったのかどうか。いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間課長。

○建設課長（赤間春夫君） 今までこういうケースがあったかということでございますけれども、今までは、震災前まではこういったケースはございませんでした。震災以降になりますけれども、表題部の所有者が不明ということで、そういう方が1件ございまして、ただそちらのほうは同じく財産管理人を裁判所に申し立ていたしまして、選任されて契約をしているということでしたけれども、権利部のほうがありましたので所有権移転はスムーズに行えたという形になっております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川議員。

○13番（色川晴夫君） 1件あったと、震災後だというようなことでありますが、29年11月16日の契約、売買締結したと、今回議会の議決が必要であるというようなことなんですけれども、こういう中でも今回の議決が必要であるということになれば、この土地の売買契約についてもこういうこともやっぱりこういう申し立てありますよということで議会にもお知らせとかですね、議会が議決とか、そういうものも考えられなかったのかなというようなことが、どうなんでしょうかね。

○議長（阿部幸夫君） 赤間課長。

○建設課長（赤間春夫君） 議会の議決を必要といたしますのは、申し立ての和解に関することが必要だということでありまして。財産管理人の申請、選任していただくことにつきましては裁判所と所定の手続をとるという形でありましたので、今回は議会のほうにはお話をさせてい

ただきませんでした。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川議員。

○13番（色川晴夫君） こういうことで、もちろん、こういう弁護士を頼むわけでありますよね。裁判所から松島町がこの管財人を選んでくださいということを使うわけじゃないんですか。この流れ、ちょっと教えてください。この、選任の申し出というんですか、こういうのはどういうのか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（阿部幸夫君） 赤間課長。

○建設課長（赤間春夫君） 地権者が所在不明であるということで、土地売買契約の相手方として仙台裁判所に町のほうから不在者財産管理人の選任申し立てを行っております。選任申し立ての際は、通常であれば申立人の申請する親戚もしくは候補者がいれば申立人のほうからこういった人をお願いしますという形で申し立てを行いますけれども、それは今回は町のほうでやるということで、親戚関係も全部調べましたけれどもそれが全然見当たらないという形で裁判所のほうにその辺を、管理人のほうの選任をお願いするという形になっておりまして、通常ですと弁護士か司法書士関係などが選任されるようでしたが、今回は裁判所のほうで弁護士を選任してきたということでありまして。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川議員。

○13番（色川晴夫君） このようなことで、普通、こういう調停とか何かのこういうふうに入ると、弁護士というんですか、普通、そういうのはどのくらいかかるのでしょうかね。こういう一定の手続をしてここまで最後まで来ると、この法律事務所、なるわけでしょう、そうすると弁護士は当然かかるわけですね。こういう料金というんですか、どのくらいかかるんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間課長。

○建設課長（赤間春夫君） 裁判所で財産管理人を選任した場合は、今回のケースでいいますと14万5,130円、用地費として契約としてもう支払いは終わっております。その中から報酬として支払われるという形になっておりまして、大きいお金ですと何年もずっと管理していくような形になるんですが、今回のケースでは14万5,130円ですので、今回和解をしてしまう、もしくはもう少し来年あたりでその辺はその土地代がなくなるものですから、もうその辺が終わりという形で、最後は解任されるような形になって選任が終わるという形になっております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川議員。

○13番（色川晴夫君） このぐらいの手続の、この管財人の選定からこうやって大体何回ぐらい裁判所に行ったり、どのぐらいの回数を重ねてここまで来ているわけですか。29年11月ですから、その前からあるわけですね、申し立てから。どのぐらいの時間でこうやって流れているわけですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間課長。

○建設課長（赤間春夫君） 今回は、選任をしていただきましたのは8月1日付で財産管理人が選任となっております。その以前から何回か通っておりますけれども、約10回ぐらい通って裁判所とお話をさせていただきながら、教えていただきながら、これまでの手続となっております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川議員。

○13番（色川晴夫君） あとはもう間もなく終わりますけれども、こういったケースというのですね、所在不明の土地というのですね、今問題になっていますよね。それで、松島町にはどの程度のこういう所在不明の人、土地があるのか把握していますか。相当あると思うんですけれども。

○議長（阿部幸夫君） 赤間課長。

○建設課長（赤間春夫君） 登記簿謄本には表題部といいまして土地の情報ですね、面積とか地目とか土地の所有者とか載っている部分があるのと、あと今回は権利の状況がありまして、権利の部分ですと誰が持っているのかとか、抵当権等の権利設定がどうなっているのかというを示している情報があります。今回は、所有者が不明というのと権利設定の部分が全然土地登記簿謄本のほうに明記がなかったというケースでありまして、これはほかにもありますけれども、件数はちょっとわからないですが、余りないケースという形になっております。今回みたいなケースですね。所有者が不明というケースにつきましては、申しわけありません、把握できておりません。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川議員。

○13番（色川晴夫君） この間ちょっとラジオで聞いていたんですけれどもね、これ、追跡調査をしていくとある程度のところでもう終わると。これ以上は探せない。これ以上やるともう費用がどんどんかかると。そのために用地買収がおくれるために事業がおくれていくと、こういうケースが全国に非常に多いと。そういうことになって、各自治体の限界があると、その費用も含めて。だから、今回国のほうにこういう申請をお願いしたいと、調べてほしいというようなことが何かのラジオで聞いていたんですけれどもね。そういう動きというのは

把握されていると思うんですけども、どのように。当然、もう自治体も限度があるから、でも困ると、事業の計画が。このようなとき、こういう管財人の選任ということになるのかどうかなんですけれどもね、これからますます多く、たまたまこういう事例があったと、土地がぶつかったと、あると思うんです。どのように、また同じようにこのようにするのか。それから追跡調査をどこまでやるのかということをちょっと教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 赤間課長。

○建設課長（赤間春夫君） 今まで道路用地とか施設の用地関係でやってまいりましたけれども、追えるところはどこまでも町のほうは、手間をかけてでも追っていくという形にしておりました。今回のケースでは、追っていつているんですけども、いろいろ周辺の地権者の方とかそういう方にも確認をとりながらやったんですが、全く所在不明ということであります。ほかの土地にもいろいろそういったところはあると思いますけれども、そのケース・バイ・ケースで考えていきたいと思いますが、できる限り追って、郵送等々で話をしながら処理していきたいと、契約していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 質問で、今みたいなケースですね、今回議案として上げられたケースと、今、議員がおっしゃった、今世の中で国の要請で所有権、相続の問題ですね、という話があります。ちょっと分けて、それはそれとして今動いています。いろいろな災害復旧・復興事業でそういう土地がいっぱいあるのでちょっと進捗が悪いということで、そういう処理の仕方について今いろいろな動きがあります。今回の場合は、生きていれば単純に計算しますと1845年の方で生きていたら172歳になる。相続の方がちょっと出てこないんですよ。ということで、相続がこの方この方というのがちょっと追いかけて切れなかった。ないにほぼ等しいということがあって、この法的に出ている手続、和解という手続を踏ませていただいて、余りこれはないのかなという気もする、大抵は相続人がいるんですけども、今回みたいな例は余らないと。それで和解という手続の1つとして今回議案としてさせていただいた。それから何度も言いますが、災害復旧で用地の相続の問題で進まないところについてはもっと費用がかからないで短時間で処理できる方法ということで、これはこれで動いていると、手続上別の動きをしているということでもあります。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今の質疑を聞いてほとんどわかったんですが、確認だけ1つ。いわゆる不在者財産管理人の選任申し立てを行った日がいつなのか、選任は8月1日に選任されたと

ということなのでいいんですが。もう1つはきょうここで議決をして、実際に所有権の移転登記が終わるのはいつごろになるのかですね、その見通しについて教えてください。それから、今、お話があったように大分古いところでもう途絶えてしまってあとはわからないと、こういう状況だっていうんですが、根廻の人筈ということで、町としては相当根廻を、随分古いのでね、人がいないというのもあるんだと思うんですが、その辺、その土地について近辺の人たちのお話や何かも伺ったのかなと思うんですが、そういう人はいなかったのかどうですかね。その事情に詳しい方はいなかったのかどうか。いなかったからこうなったんでしょうけれども。その辺の確認だけさせてください。

○議長（阿部幸夫君） 赤間課長。

○建設課長（赤間春夫君） 済みません、不在者財産管理の選任申立日8月1日に決定したということは確認しておりますが、申立日、済みませんでした、確認しておりませんでした。後で確認させていただきます。

所有権移転登記の見込みになりますけれども、こちらのほう議決いただければそれを添付いたしまして出したいと思っております、年度内には所有権移転登記まで完了するという形で考えております。

近隣で事情に詳しい人がいなかったかということでもありますけれども、こちらは追っていくのになんですけれども、まずは土地の所有者の住所が今の土地になっているということで、形がないということになります。あと、固定資産税の関係で、そこに住所がありましたのでそこには送りました。そちらについても返ってきております。郵送で送ったものが返ってきておまして。あと、土地の境界立ち会いの際にその土地で確認するときに、皆さんに確認しましたが確認がとれませんでした。あと、区長さんとか近隣の方にも確認をしましたがけれども、その辺も確認とれないということで、裁判所のほうにその確認をとれない状況を付して申し立てを行い、選任されております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第101号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第101号和解の申立てについては原案のとおり可決されました。

議事運営上、ここで休憩をとりたいと思います。再開を11時10分といたします。

午前10時54分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開いたします。

日程第6に入る前に、今野 章議員からの答弁漏れがございましたので、ここで赤間建設課長より申請日等を報告させます。赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 財産管理人の申請日なんですけれども、こちらは5月8日に申請をしております。以上でございます。

日程第6 議案第102号 指定管理者の指定について

【B&G海洋センター及び町民グラウンド】

○議長（阿部幸夫君） 日程第6、議案第102号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 後藤でございます。

計画書がありますけれども、その中の6ページ、2段目の自主事業運営の中で、別紙自主事業計画書というのがないのでちょっとわかりませんが、3段目あたりから幼児教育の取り組みとしての児童館との連携、この内容がちょっとわからないのと、その後段に大変厳しい日程云々と、苦しいのを感じるような計画が少し見られるので、その辺を当局はどう捉えておられるのか、まずお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） それでは、B&G海洋センター及び町民グラウンドの指定管理については、具体には本間教育次長よりお答えいたします。

○議長（阿部幸夫君） 本間教育次長。

○教育次長（本間澄江君） 自主事業の運営についてというご質問でございますが、児童館と連

携した親子が運動を通じたふれあいの場をというところは、アトレ・るドームのほうも今回海洋センターの中の一部として指定管理のほうに出しますので、そこら辺を使ってボールで遊ぶとか、いろいろな体験をさせていきたいということでの提案でございます。

日程的に大変厳しい当センター体育館ではあるがというところでございますが、かなり高齢者の方々とか卓球とかバドミントン、あとはバレーそれからバウンドテニスとかで日々ご活用いただいているということでもあります。日程的に、全部体育館のほうが埋まっている日もありますので、その中を余裕を見つけながらほかのスポーツクラブといいますか、ほかの競技をしていきたいということでの提案でございます。

○議長（阿部幸夫君） 後藤議員。

○10番（後藤良郎君） その辺はよろしく願いをいたします。その自主事業計画書というのは、これはもらえるのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 本間教育次長。

○教育次長（本間澄江君） 申請書の中のことでありますので、ご提出はできると思います。

○議長（阿部幸夫君） 後藤議員。

○10番（後藤良郎君） お願いします。

あと、2個目なんですけど、下から3段目、6ページですね。施設設備の維持管理の中で、昭和58年設置云々で老朽化が懸念される、最後の部分で、クラブスタッフ、責任者等なり専門業者による判断を求め云々とあるんですけども、この辺はもう今の段階からこのような懸念があるわけなので、例えば管理をお任せする前に町のほうでの考えはないのかどうか、その辺をお聞きします。

○議長（阿部幸夫君） 本間教育次長。

○教育次長（本間澄江君） いろいろ整備していく面とかがございますので、指定管理者のほうと協議しながらできるところはやっていきたいと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 後藤議員。

○10番（後藤良郎君） もう少し具体的な答弁をお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 本間教育次長。

○教育次長（本間澄江君） 特に今のところは、ここを修繕というような予算とかは組んでおりませんが、指定管理者のほうでやはり気になる部分があるのであれば相談しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 後藤議員。

- 10番（後藤良郎君） しっかりお願いします。
- 議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。1番杉原 崇議員。
- 1番（杉原 崇君） 私、1点だけ。BGと町民グラウンド、交流館を含めた駐車場問題が必ず出てくると思うんですけれども、その駐車場の調整とかどういうふうになっているんでしょうか。
- 議長（阿部幸夫君） 本間教育次長。
- 教育次長（本間澄江君） いろいろな大会とか、あと文化観光交流センターでの催し物とか、今まで調整を、大きな行事があるときにはそれぞれが調整を図ってきております。今後も指定管理者の説明会のときにもこの点は事業者、団体のほうにお話ししております、3団体といえますか、文化観光交流館それから児童館それぞれのところで調整して、調整会議のほうを行って駐車場の確保というのを連携をお願いしているところです。
- 議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に、2番櫻井 靖議員。
- 2番（櫻井 靖君） 管理運営業務のことについてちょっとお話しさせていただきたいんですけれども、文化観光交流館などでは管理業務の中にいろいろな部分が含まれていないというふうなことがちょっとあったと思うので、花壇内の庭木の剪定とか、敷地内の清掃とかそういう部分も指定管理者の部分に含まれるとか、それは町のほうでやらずにちゃいけないことなのか、ちょっとそこら辺をお聞きしたいんですがどうなんでしょうか。
- 議長（阿部幸夫君） 本間教育次長。
- 教育次長（本間澄江君） そのあたりも、指定管理者のほうにお願いするという事で管理料のほうに含ませていただいております。
- 議長（阿部幸夫君） 櫻井議員。
- 2番（櫻井 靖君） そういう部分では今回は出てこないということですね。それから、あと、そこにつながる歩道とか何かという部分で、周辺の、冬になると除雪とかそういうのもあるんですけれども、そういう部分も管理に含まれているのか。それともそういうのはやらないという形になっているとか、そこら辺まではどうなっているんでしょうか。
- 議長（阿部幸夫君） 千葉スポーツ振興センター所長兼海洋センター所長。
- スポーツ振興センター所長兼海洋センター所長（千葉知道君） 今までも、除雪等に関しましては児童館、公民館、海洋センター、分担してやっておりました。指定管理者になりましても引き続きそういった形でやっていきます。ですから、指定管理者のほうに除雪等も行わせる予定でございます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井議員。

○2番（櫻井 靖君） わかりました。よろしくお願いいたします。

それから、先ほどの後藤議員ともちょっと関連することであるんですけども、海洋センターの屋根の上に植物が生えている状態で今あると思うんです。そういうので、といたか何かはきちんと掃除されていないというふうなことでございますので、そういう部分に関しましてはぜひとも指定管理者に渡す前にきれいにしてから渡すような努力というのをぜひしていただきたいと思いますので、そこら辺はお願いしておきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 千葉所長。

○スポーツ振興センター所長兼海洋センター所長（千葉知道君） 雨どいにあります植物等につきましては撤去いたします。以上であります。

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野です。

1つは、事前の説明会にマリソル以外に2団体ですかね、合わせて3団体来られたと。実際に申請されたのは1団体と、こういうことでありましたけれども。マリソル以外の団体というのはどこどこだったのか教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 千葉所長。

○スポーツ振興センター所長兼海洋センター所長（千葉知道君） まず、今回申請がありましたマリソル松島スポーツクラブ、それと太平ビルサービス仙台支店、それからもう1社が企業組合労協センター事業団でございます。以上です。（「ちょっと、もう1回、聞き取れませんか」の声あり）太平ビルサービス仙台支店、もう1つが企業組合労協センター事業団でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野議員。

○8番（今野 章君） ちょっと余り聞き覚えのない企業組合なんかは、これは応募資格そのものがないということになるんですか。これ、応募資格の中に松島町内に主たる事務所を置くと、こういう項目があるんですが、これは結局説明会には来たけれどもそういうことによって具体的に、実際の申請が行われなかったと、こういうことになるのかどうか、その辺どうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉所長。

○スポーツ振興センター所長兼海洋センター所長（千葉知道君） まず、募集の範囲でございま

すけれども、松島町に事務所などを置くまたは置こうとする団体としておりますので、特に募集範囲の制限はかけておりません。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。それから、今までB G関係ですか、ここに係る維持管理の費用というのはどの程度かかっていたんでしょうか。（「640万円だべ、28年度の決算で…」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 本間教育次長。

○教育次長（本間澄江君） B & Gの決算額となりますが、27年度では674万9,021円、それから28年度では646万9,000円となっております。この部分につきましては、人件費の分は含んでおらず、丸きりの消耗品、修繕費そういったもろもろの経費でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。今野議員。

○8番（今野 章君） 決算額でやられたと、お話を、人件費を含んでいないということなんです、それでも賃金で計上されて運営はされてきたんではないのかと、人件費含んでいないんですか、これ。ちょっと、中身がよくわかりません。先ほど、植木の話もありましたけれども、指定管理に係る施設の維持管理についてどういう試算がされたのか。B & G関係の表だけで見ると、今お話にあった決算額であって、今年度の予算でも当初予算で713万9,000円と、こういう金額ですよ。指定管理料が年間で1,063万円になるわけなので、単純に比較すると結構な差があるなど。こういうような気がするんです。人件費なんだと、そういうことなのかですね。指定管理者の提案価格が5年間で5,315万円だと、5で割ったら1,063万円だと。指定管理者の言いなりの価格なのかなと、逆に言うともね。町側の主体的な維持管理費用なり指定管理料というものの算出が行われなかったのではないかと、こういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉所長。

○スポーツ振興センター所長兼海洋センター所長（千葉知道君） まず、今回の設計額につきましては、指定管理者の言いなりになったとかそういうところはございません。まず、平成28年度のB & G海洋センターの決算額は646万9,000円、町民グラウンドの決算額が102万3,000円、合計749万2,000円。なお、指定管理料と予算上の海洋センター費と町民グラウンドの管理経費を比較しますと、指定管理料のほうが330万円ほど高くなります。原因は人件費でございます。海洋センター費と町民グラウンド管理経費には、職員の給料、職員手当等が含まれていないためでございます。職員の人件費は、B & G海洋センターと町民グラウンドだけの

給料などではないため一概に比べることはできませんけれども、仮に職員2人分の人件費であります約1,400万円を平成29年度の維持管理費に加えますと、2,129万9,000円となりまして、総額で見ますと現在の維持管理費に要する費用が指定管理料を上回るようになります。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野議員。

○8番（今野 章君） それならそれで、もっと指定管理料を高くしないとうまくないんじゃないかということです。自主的な、だから算出を、町側がきちんとやってこの1,063万円になったのかということを知っているんですよ。単純にこれ、提案価格を5で割ってそれでぴったりでしょう。おかしいんじゃないですか、こういう計算は。算出の根拠を明確に示してください。

○議長（阿部幸夫君） 千葉所長。

○スポーツ振興センター所長兼海洋センター所長（千葉知道君） 年間の支出につきましては、人件費を除きまして平成29年度予算の保健体育総務費、町民グラウンド経費と海洋センター費を採用しております。支出の内容につきましては、給料、賃金などの人件費、宮城県や東北地域連絡協議会関係の会議に出席するための旅費、光熱水費や施設の修繕等の事業費、施設入場者保険料や通信運搬費などの役務費、施設維持管理に係る各種業務委託料などでございます。また……（「はい、議長」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 今野議員。

○8番（今野 章君） そこで読まれたってわからないんですよ。ちゃんとペーパーで出してください。今すぐに。どういう計算で1,063万円になったのか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 暫時休憩をもらって資料を提出させますのでお待ち願いますか。

○議長（阿部幸夫君） 暫時休憩に入りたいと思います。再開は追って連絡します。

午前11時28分 休憩

午前11時38分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開いたします。

ただいま資料の提出がなされました。内海教育長より資料の説明をしたい旨が出されておりますので、内海教育長より資料についての説明をさせます。内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 資料の説明につきましては、海洋センター所長のほうから説明させて

いただきます。

○議長（阿部幸夫君） 千葉所長。

○スポーツ振興センター所長兼海洋センター所長（千葉知道君） 資料の件では大変失礼いたしました。今、皆さんにお配りしました資料が指定管理料として積算した資料でございます。こちらの内容に基づきまして、募集要項の中で年間業務委託料といいますか指定管理料を定めて募集をしたところ、3団体の申し込みがあったというところでございます。

まず、一番上からいきますと、人件費が記載のとおり732万円、続きまして報償費が10万円、旅費につきましては1万6,000円、需用費が約247万円、役務費につきましては62万円、委託につきましては105万8,000円、使用料等につきましては2万4,000円、そちらの合計が年間で1,160万4,000円でございます。それから、収入のほう、まず海洋センターの使用料、町民グラウンドの使用料合計で約88万5,000円でございます。事業収入といたしましてキッズスポーツレッスンとかいろいろありますけれども2万1,000円、それと自動販売機の電気料としまして2台分6万7,000円。収入の合計が97万1,831円。指定管理料は支出引く収入といたしましてその合計が1,063万2,746円、改めまして1,063万円としております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。1,063万円ね。でも、この計算をやった金額で1,063万円、わかりました、私ね。だけど逆に言うと、提案価格が掛ける5倍でこれとぴったり合うことのほうが、逆に言うとおかしいんじゃないかと。既に1,063万円という数字が、私は流れていないんじゃないかと言いたくなるような気がするんですよ。それぐらいぴったり合っているじゃないですか。提案価格とこの年間の価格のぴったりするといふな、私はとっても納得できないですよ。こんなことは言いたくないですけども、本当に公正にこの指定管理者の選定がやられたのかなという思いになるんですけども、どうなんでしょうかね。私はその辺の疑念が、この中身を見せていただいて一層そういう思いがしてしまいます。これだけの量のことを計算して行って、ぴったりと合ってしまうと。そこがかえっておかしいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉所長。

○スポーツ振興センター所長兼海洋センター所長（千葉知道君） まず、今回募集した要項の中に、管理運営経費というのがありまして、そちらの年間委託の予定限度額を単年度の指定管理料は1,063万円以内とするということで、こちらのほうで告示をしております。それに今回指定管理者、団体のほうが、合わせて設計してきたという形になります。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野議員。

○8番（今野 章君） だから、何も勉強しないで1,063万円って、指定管理者が書いて5倍にただけだっていうことになるんですか。指定管理者はその金額に対して何も考えていなかったということになるんですか。競争もなければ、金額も全部示していましたと。たった1団体しか応募しなかったからこの金額になりましたじゃ募集している意味もないじゃないですか、そうしたら。違いますか。私は、非常に疑問に思います、そういう点。本当に真剣に公正に行われたんですか。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今の質問で、金額の問題が1つあります。1,063万円については、うちのほうからこれを上限とするという形でありますので、相手がどう試算したのかわかりませんが、この段階ではわかりませんが、それを上限とするもので組んできた。もしかしたら、指定管理の相手方はそれ以上かかるんだけど上限までおろしてきたのかどうかはちょっと今ここでは把握はできません。また、そういうことで今ですね、指定管理ということで額だけで申し上げますとそういう形であります。あくまでも、何かこっちからどうこうしたかっていうことではなく上限を明示して、相手は多分見積もってそれ以上超えたのかもしれない。そういうことでそれ以下に抑える努力をされたのかもしれない。そういう見方でうちのほうはこの額を限度内に入った額、指定管理料というふうに見させていただきました。

○議長（阿部幸夫君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 信じるか信じないかの問題だけになるのでやめますけれども。この表で統括責任者を置くと、こういうことになっているんですが、これは運動公園参考ということなんですが、運動公園も同じマリソルさんが指定管理されているということで、運動公園もB&G海洋センター、町民グラウンド、屋内運動場ですか、こういったもの全部、そうすると松島町の一連のスポーツ関連施設はマリソルさんが管理をすると、こういう形になってしまうのかなど。1団体が本町のほとんどのスポーツ関係の施設を管理するというものになってしまうんですが、そこら辺に問題性はないんでしょうかね。公正がきちんと確保されるのかどうかも含めて、全ての施設が1団体で管理されることの問題性はないのかどうか、その辺についてのお考えを聞かせてください。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 施設的に町の施設ということありますので、私のほうからお話をさ

せていただきますが、見方として、結果として1社と言えればいいんですかね、1指定管理者ということになっております。その中には温水プールみたく、またちょっと別な形である施設もあります。そういう意味で、今、これからこの指定管理者の議案についてはこれからのんですけれども、今までやっていただいた1社の方について支障というか課題というか、問題点とか、そういうのは今まではなかったということでもあります。全部が全部、施設のどっちかという社会教育施設、体育施設ですかね、そういうちょっと形的には1つのそういうくくりの施設であります。あるって言えばいいのかな、体育施設と云えばいいのか、そういうところもありますので、1社という形にはなってきたのかなというふうに思っております。ただ、町にとっては今までそういう、逆に言えば問題点とか課題点はございませんでしたので、その辺については1社でも問題はないのではないかなと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 今野議員。

○8番（今野 章君） あと、この統括責任者、そうするとあれなんですか、同じ人ではないんですね、運動公園とBGと同じ人がなるとかっていうことではないんですね。それぞれに統括責任者がいるということになるんですね。その辺はどうなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉所長。

○スポーツ振興センター所長兼海洋センター所長（千葉知道君） それぞれに統括責任者を置くことになります。（「あとはやめます」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 私も、今のやりとりを聞いていて、当然の、議会側から見れば当然のことだなというふうに思いました。今、資料出していただいたんですけれども、この資料も積算する場合に何か28年度の決算を載せたり、29年度の予算を載せたり、何か都合いいように載せて計算したのかなというふうにも、嫌な見方をすればそんなふうにも捉えられるなと思いました。そこで、この指定管理者制度というのは、小泉さんが路線の改革の一環として導入したわけで、経費の削減とそれから職員の労力を減らすということで導入したものなのね。それなのに、経費が上がっていくというような状況になるように見られるのね。これはちょっと、この指定管理者制度になじまないではないかというふうに思うんです。どこが削減されたのかなと。ただ単に、町職員の給料を指定団体に上乗せして管理費にしたという形にしが見えないわけですよ。町長は、財政が厳しいということでこの間も議会の中で補助金の削減を考えながら財政運営していかないと大変だと言っているのに、そのときにこの指定管理をこういう形で増額になるということは、ちょっと考えられないんだね、私から見ると。そ

ういう根拠はどこで出てきたのかというのをまず聞いてみたい。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず、今提出した資料の内容については、これは年間指定管理料を算出する上の根拠として、収入等については過去のデータから持ってきたということでありまして、そういったことで、担当から。それからこのガソリン代にしても、燃料費、いろいろ書いていますけれども、これらも全部過去のデータから持ってきて載せたり、それからことしの予算に計上したものを載せたりして数字を出している。一番冒頭に、教育次長からも話がありましたけれども、町とすれば今どういうことで町長は考えているんだということ、ここに指定管理することによって正職あるいは臨職の配置については減ることになります。当然、今、松島町は177人の職員がおりまして、臨職がそれに近いぐらいおりますけれども、これは当然これから2年、3年かけていろいろ見直していかなければならない。見直すというのはプラスアルファじゃなくて減額の方向に人を減らしていく方向になっていくと思うんですね。これも2020年、震災から10年を契機に復興事業も一通り落ちついてくれば、そういった経費等も、人件費もある程度整理していかなければ、人員も整理していかなくちやならない。こういうことを考えれば、当然ここに配置している職員等も今後については少なくなっていくということなので、人員管理からすれば経費は削減になっていく。ただ、その数字がここに職員が、例えばさっき750万円ぐらいしているみたいでありましたけれども、750万円なのか、その人によって違いますけれどもね、2人置けばそういう金額になるだろうし、それにまた町で臨職を抱えれば臨職の経費となるでしょうから、そういったことを考えれば指定管理の、当初の目的には反していないと思っています。

○議長（阿部幸夫君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 町長のおっしゃることもわかることはわかるんですが、ただ単純に見て、今までのBGの管理料プラス職員の給料ということになれば1,000万円近くなるでしょうと。ただ、その分はセンター長が抜けるので、その分指定管理者に上乘せして管理してくださいということにしか見えないというふうなんです。ですから、町で雇った臨職3人でやってきたわけでしょう。あと、マリソルのほうで何人雇うかわかりませんが、3人でやっていった、4人でやってきたこととそんなに変わらないのではないかというふうに思うんです。ですから、その辺はどうなのかなというふうに思うんですけれども。さっき、この条例から見ると……条例だったよね、指定管理の指定についてから見ると、当初から1,000万円です5年だよということになっているんでね。その、何ていうんですか、今後1年後、2年後、3年

後のあり方というのを全然考えないで、当初から1,000万円です5年間という指定をしていくということなのでね。5年って本当にいいのかと。やっぱり管理者がどのような経費削減をして、どういう事業で効果を上げているのかということを見ながら、じゃあ次の改定のときに、協定のときに変えていくというやり方もあっていいと思うんですよ。こんなに長く5年じゃなく、初めてのことだったら3年ぐらいにしても、2年でもよかったのではないかなと思うんですけども。その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） まず、この指定管理期間なんですけれども、今までいろいろな中でも3年、集会施設等もありますけれども3年、5年、7年とかと、この期間については庁舎内でいろいろ論議してきました。今まで3年、物によって2年のもあったと。その中でいろいろ話ある中で、この施設の中で各指定管理者が、備品関係のリース期間、その辺のこともあります。短くすれば高くつくとか、余り長いとどうのこうのと。そういうリース期間も考えた場合どうなのか、どこが一番いいのか。それから、臨職を雇用するときに、例えばある指定管理で雇用するときに2年とか3年で短くないかとか。ある程度スタッフとして見て、例えば経験とかそういうことがあった場合には5年あるいは7年とあったほうがいいのかと、そういう論議の中で、今回もそうですけれども、今回については5年、リース期間その他のことを見たら5年がいいのではないかと。今まで来るまでに期間についてはいろいろ論議があったということでもあります。

○議長（阿部幸夫君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 町のほうで5年がいいという判断をしたのであれば、それがいいのかどうか私はわかりませんが、私の考えとすればまず2年ぐらい、3年ぐらい見て、次の協定のときに改訂があってもいいのと。いい効果を上げたのならそれは1,300万円になったって1,500万円になったってそれはいいでしょうと。何ら変わりもないのに、2年たっても3年たっても何も変わりもないのにそのままかということになったら、それは違うんじゃないのと私は思いますよ。それはそれでわかりました。ただ、やっぱり指定管理者制度というのは、別に公募しなくてもいいわけでしょう。町の指定管理の手続なんかではそうなっているでしょう。必ず公募しなさいとはなっていませんよね。だから、公募によらなくてもいいんですよ。ただ、公募する以上は、競争する相手がいなければ何の意味もないわけでしょう。今回は3社あったんだか、中身よくわかりませんが、どういうふうになったんだかわかりませんが、ただ、現状1社でやるとやっぱりそういう考え方が出てきて。よく、指定管理者制

度ではよく指摘されているのは、最初から出来レースだったんでないのというようなことを指摘されるときが多いですよ。聞いていますか、そういうになっているの。それは何でかという、例えば役場OBとか、市OBとかがそういう天下りで行って、そういうところに行ったその団体に管理者を負わせると。そしてその指定管理者がずっと継続するというようなことで、これは指定管理者のデメリットだよというようなことを言われているわけでしょう。そういうふうにならないようにしなければならない。ですから、公平な競争で公平な選定をしながらやっていくというのが正しいやり方なんだと思うんですよ。それが今回はやったんだけど、言われているように応募者が3社あったけれども、評価点数なんでしょう、それでこの1社に決まったと。その1社が松島町の大まかな指定管理者になっているということですね。現実、私から見ると余りメリットがないということは、区にお任せしたり、それぞれの団体にお任せしたりしてやっているんだけど、例えばもっと町内の幅広い意味でシルバーセンターとか、行政とか、そういうものだって決して違反でなかったでしょう、応募したって。だめなんですか。ちょっとそこのところ教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今の最後のほうの議員の質問、よくわからなかったんだけど、シルバー人材センターが公募してもいいのではないかと。それは別にだめだと言っているわけではなくて、そこがこの仕様に、管理募集要項にのっとって来ればそれはそれでまたこちらとすれば審査したんだと思います。それから、1つの事業所が長年やっている、これはスポーツのことも言いましたけれども、福祉施設においてもやっぱりそういった傾向もあります。ただ、やっぱりそれで今、じゃあ問題があるのかということとそこそこでその部分その部分で、そのときどきの議論はあります、確かにいろいろな議論は。例えば、福祉に関してもスポーツ関係に関しましても、年間の行事に関しましてもあると思います。それは担当のほうから私も聞いておりますけれども、それは町のほうの意向をある程度酌んでいただいてやってもらっている。それから、3年、5年の話がありますけれども、やっぱり子供たちをこういう、我々からするとある程度専門的な知識を持った方々がただ単に施設を運営するだけじゃなくて子供たちにそういう指導を兼ねてやっていただくと、こういったことも今後考えていなくちゃならないと。そういったことを考えればそういう事業者に託して、今、町はやっている部分もありますので、それらを拡大するという、結果的にただそういうふうになったのかなとは思っております。募集の段階で、10月19日に皆さんにお話ししたときには、確かに私も3社ありましたというふうにご報告申し上げて、内面的には3社あってよかったなど、

そこで競争性が保てればよいなと思っておりました。ただ、結果的にこういう1社になりましたけれども、過程は過程として筋道はきちっと踏んだと、とってきたということでありますので、ご理解いただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「議長がどうなんだか」の声あり）

議案第102号の質疑中ではございますが、ここで昼食休憩に入りたいと思います。再開を13時といたします。

午後0時02分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開いたします。

午前に、後藤良郎議員が質疑されました町民グラウンド事業計画書を、皆様のもとに配付しておりますのでお目通し願いたいと思います。

それでは、午前に引き続き菅野良雄議員の質疑を受けます。菅野議員。

○11番（菅野良雄君） この事業計画書を見て思ったんですが、申し込みの段階で管理業務に関する収支計画書というものをつけないといけないということになっておりますけれども、この収支計画書は資料として提出できるんですか。

○議長（阿部幸夫君） 本間教育次長。

○教育次長（本間澄江君） 申込書の段階で受け付けております。（「提出できるのか」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） いいですけどもね。提出できるのかということで聞いたんですけども。提出していただいても、それらを今ここで計算するわけにもいかないんで、それは後でもらってもいいんですけども。わかりました。提出されているということですね。これも、選定委員会の係数で皆出しているんでしょう。そういうのも含まれているんですよ。そこで、先ほど町長のほうから今回のマリソルさんは管理者としてなかなかの成績を上げていますよということで、間違いも起こしておりませんという答弁をいただきました。しかし、それはもう立ち上げて10年以上もなるので、いろいろなところでやっておりますから、それはそれなりの実績を出すでしょう。ただ、そういう考え方でやっていったら、いつでもその団体だけの信頼性というか、ますますふえていって、何ぼ競争させても相手にはかなわない状況になってくるのでね。そういう状況は余り好ましくないと思うんですよ。やっぱり、指定

管理者の制度というものは、よりサービスの向上とか経費削減のためには、やっぱり競争させる相手がいないとそういう効果が出てこないというふうに私は思うんです。ですから、やっぱり競争相手も必要なんだというところで聞きますけれども、町としてそのNPO団体、こういう指定管理ができるのが1団体だけでいいのかと。松島町にもう1団体ぐらいあってもいいのではないかと考えているんですが、その辺どうお考えですか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず、冒頭にマリソル松島ありきでなかったのかという話でありましたけれども、そういうことはございません。一番最初に、10月に皆さんに控室でお話申し上げたときにも3社があつてよかったという話はしております。結果は結果として、内容的に2社なり3社なり複数が来て、それでいろいろな項目において審査会を開いていただいて、その中から業者が選定されたと。それは公平にやられるもの、そこで競争性が出てくるものと、この考え方にはぶれはないんです。ただ結果的にこうなったという話です。それから、今これ以外にもあるのかということでもありますけれども、例えば美遊ですか、そういったそういったところをやっている業者さんとかですね、あるかと思しますので、マリソル松島だけではないというふうに自覚しております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 私が聞いたのは、そういう形で公募という形でやっているのはいいんですが、町内にNPO団体としてもう1社ぐらい立ち上げて、町内の中でも競争させる必要があるのではないかと考えるんです。そのほうがより競争性が出てきて、よりよいサービスとかね、より低額な指定管理料でやれるということは、やっぱり町としてはそういう方向が一番いいわけでしょう。違うんですかね。私はそのほうが指定管理としては、制度としては効果が上がると思っておりますが、そのことを聞いたんですよ。マリソルだって当初は、恐らく町の指導も随分入ったと思うんですよ、協力だのね。そういう形でもう1団体ぐらい育て上げて、将来においてそういう指定管理がふえてくるときに、そういった企業も含めて団体も含めてそういう競争性があれば、松島の雇用も生まれてくるし、そういう形で団体を育て上げたらどうですかということを、今質問している。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） まず、そういう団体、もう1つあったらどうかという。数的にそれは多いほうがいいのかと思います。あとは、受注の問題とかいろいろあります。ただ、指定管理は費用的、あと競争性というのがありますが、そのほかにやっぱり持っているおのおののノ

ウハウというかいところ、行政では満たせないところ、そういうところを逆にどんどんどんどんやっていただくと、そういう意味もあります。必ずしも1社でいいということはないと思います。ただ、逆に言うと小さい町でありますので、町だけでなく新しくできたNPO法人がもっと外に外に、そういう意味ではいいことではないかなと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 副町長は理想的で本当にいいですよ。外に外に行くんならいいけれども、実際受けているのは外の外の人たちが落ちこちて、町内の指定管理者が多いわけでしょう。指定管理となる団体が。特にマリソルさんはもうグラウンドから何から受けているわけでしょう。別に公募しなくてもいいわけでしょう、指定管理者制度というのは。必要なときは指名だっていいわけでしょう、1団体だけでいいということなんだから。あえて公募するんであれば、町内の中でもそういう競争があったほうがいいと私は思うから質問したんです。必要ないよと、できるだけそういう競争、広い意味で競争させて指定管理していくというのであればそれはそれでいいと思います。それでいいんですか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） ちょっと私の捉え方が間違っていたらあれだけれども、町内に籍を置く方が町内でやる方がいたほうがいいのか、それから町外であっても町内の施設でいろいろ例えばいろいろなものに参画をしてくれるのがいいのか、両方あるんだろうと思いますけれども、町内で今のマリソルさん以外にもう1つの団体が出て、それはそれで活性化されて、同じ団体が競争性を持ってやれることについてはベターだと思います。それから、町外の方であっても町内に来ているいろいろなノウハウを持ってきて、町のスポーツに対する町民の愛着心を向上してくれるのであれば、それはそれとしてベターだとは思っております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。今回のこの議案は、規則にのって正しい判断の上で提案したと思います。ただ、今後1年後、2年後、どういう効果を上げているかということを中心に大きく期待して私は終わりますけれども、できるだけそういう競争性を持たせていただきたいなということを申し上げて終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番赤間です。

私からも指定管理者の業務収支の抜粋の3番目になりますが、BG財団とのかかわりの部分であります。

4ページになりますけれども。まず、教えていただきたいと思いますが、このB&G財団、昭和58年の施設設置で、61年に松島に無償譲渡された施設というふうに理解しているわけなんです。それ以降維持管理、ここの(1)で書いてありますが、Bランク以上の維持に努めることと書かれているわけなんです。それはB&G財団独自の評価制度で捉えているわけなんですけれども、この辺の中身については教えていただけないでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉スポーツ振興センター所長兼海洋センター所長。

○スポーツ振興センター所長兼海洋センター所長（千葉知道君） まず、評価につきましては、B&G財団、松島町B&G海洋センターではなく財団のほうの評価となります。評価の内容なんですけれども、その会議に出席した回数であったり、事業の件数であったりそういったもので年間の実績を出しまして、B&G財団のほうで評価する制度のことをいいます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間議員。

○4番（赤間幸夫君） まずは、財産維持のためにということで、B&G財団と松島町との間での維持管理上のことかと、管理運営上のことかと思いますが、今答弁されたわけでありまして、そのBランクというのはどの程度、イメージがちょっと湧かないんですね。Aランク、Bランク、Cランクとあったとして、Bランクというのはどの程度の体制で、今の例えばマリソルさんが受けて管理いただいているようなスタイルが、これがまさにBランクなんですよということなのかどうか、そういったことをお尋ねしたかったんですけれどもね。その辺ちょっと、具体的などころのお教えを請いたいというか、求めているわけです。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず、B&Gの施設に関して指定管理者が行うことについてはB&Gは認識しています。ですから、それは構わないということになっていると。それから、A評価、B評価という評価、後で詳しく資料、私詳しくは知りませんが、一応私も東京に一回行っていますので、A評価、B評価というのは例えばB&Gであそこの改修工事をやるという場合に評価が高ければ補助金の額が多くなるということだそうであります。ですから、これは冗談なのかもしれませんが、隣の町では評価を高くするがゆえにその財団に職員まで派遣して実績を上げてA評価に近いランクになっていると。一番最初にこのB&Gの大会があるわけなんですけれども、大変私は屈辱感を味わってきたんですけれども、A評価、B評価というふうにA評価の人たちは前なんです。執行者側のほうにずっと前のほうにいて、いろいろあるんですけれども、B判定、判定が悪ければ、悪いて言うんじゃないですけれ

ども、そういうことであれば後ろのほうにいうように分けて財団のほうではやっているようであります。だから、松島町としても例えばプールなんかがあって、あそこの機械設備を全部リニューアルするとか何かをやるといったときには、B & Gのほうに職員を派遣して、1年かかるか2年かかるかは別として、評価判定を高くして補助金を多くもらうと、そんなふうになるような感じの内容であります。

○議長（阿部幸夫君） 赤間議員。

○4番（赤間幸夫君） 多分そういう答えが返ってくるんだなと思いつつあえて伺っているわけなんですけれども、実は今隣の町でということで、たびたび比較してしまうんですけれどもね、隣の町というかはっきり申し上げると大郷町さんなんかとは幾度となく比較させてもらうんですけれども、松島町が昭和58年に施設が整ってからこれまでに大規模改修とかそういったの、余り目にとめていないあるいは記憶に私自身がないのか、皆さんは既に持っておられて外見から何から含めて対応されているのか、それと今、町長が答弁されましたけれども、職員派遣で研修の中でのすこぶる、何というんですか、ここの（2）のほうにありますけれども、センターインストラクターとかそういった配置なんかについても積極的に取り組んでいる姿勢にB & G財団が補助枠を拡大してくれて対応いただくようなスタイルになっているのかどうか、その辺も含めてお伺いできたらなと思って質問しているわけなんですけれども。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、その町は派遣はやめております。そういう事業が終わりましたので、職員はもう行っていないということであります。ですから、例えばそこの首長さんの考えをよく知らないで私は言えないんですけれども、予定金額が例えば何ぼぐらいかかると、そこに職員を派遣して2年なら2年派遣してそれで評価をもらって補助金をもらったほうがプラスマイナス的にどうなのかという試算はやっぱりすると思うんですよ。それが上でやっているんだろうと思うんです。ですから、松島町も過去に、ちょっと今すぐに思い出せませんが、私が執行者じゃないときに、議会側だったですけれども、B & Gのほうはそういう補助金をもらってやった事業はあることはあります。今後はどうするかということでもありますけれども、今すぐはちょっと考えていませんけれども、今後そういったものが出てくれば、うちは水周りの施設はプールはありませんので体育館だけなんですけれども、そういったものについて今後どうするのかというのは今後の課題だと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第102号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立多数です。よって、日程第6議案第102号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第103号 工事委託に関する協定の締結について【磯崎第二雨水ポンプ場・高城浜雨水ポンプ場】

○議長（阿部幸夫君） 日程第7、議案第103号工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。1番杉原崇議員。

○1番（杉原 崇君） 1番杉原です。

磯崎のポンプ場に関しましてちょっとわからないんですが、教えていただきたいんですけども、この能力の毎秒0.990立方メートルという能力なんですけれども、具体的に雨が1時間降ったときに何ミリぐらいまでの対応というかできるかの数がちょっとわからないものから、教えていただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） まず、本町における下水道区域内の降雨量というか雨の量の計算なんですけれども、基本的に計算しておりまして1時間に47.5ミリということで、そちらの雨量を排出するというに基づきまして全体雨量を計算していると。それで、今回磯崎第二ポンプ場につきましては、磯崎分の能力不足等もありまして、毎秒約1トン分を500ミリのポンプ2台で松島湾に放流するというでございまして。以上でございまして。

○議長（阿部幸夫君） 杉原議員。

○1番（杉原 崇君） 済みません。今まで、過去、松島で一番多く降った雨でこれで対応ができるということなんですよね。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 大変申しわけないんですが、近年ゲリラ豪雨とか集中豪雨ということで、あとまた杉原議員ご存じかもしれない8・5豪雨ということがありましたけれども、そちらについてはもうこの時間雨量の47.5ミリを超しておりますので、そういう雨については全て浸水に対応できるというわけではないと。あくまでも、私最初に説明した時間雨量47.5ミリということでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原議員。

○1番（杉原 崇君） わかりました。それと、別なんですけれども、ポンプ場の自家発電機に関しまして、もし停電があった場合、この自家発電機はどのくらい期間的に対応しているのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） ちょっと時間的な問題まで調べてこなくて大変申しわけございませんけれども、500ミリのポンプ2台は自家発電でもつということで、燃料のタンクの容量とか発電容量ということで、時間的に1時間もつ2時間もつということでは答弁できなくて大変申しわけございません。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） ちょっと補足説明をさせていただきます。まず、ポンプ、さっき毎秒1トンとかという話をしましたけれども、降雨強度ってどれだけの雨で降るかっていうのがあります。もう1つはどれだけのポンプ場で、エリア、そこに水が集まってくるかということになります。その集まってくる時間雨量が幾らというやつで算出すると500のポンプ2台とか、700のポンプ3台というそんな考え方をします。

それから、発電機なんですけれども、停電して、今ちょっと確認したんですけれども、今の発電機で、今うちのほうにあるこのポンプだと大体半日ぐらいもつのではないかと。そこに燃料を補充していけばずっと動いていくという感じになります。ですから、燃料を補充できなければ6時間ぐらいでないかなという感じですが。補充していけば幾らでもいけるということでありまして。大体基本的には、そういう建物、施設規模になります。

○議長（阿部幸夫君） 杉原議員。

○1番（杉原 崇君） わかりました。もう1つ、高城のほうには自家発電機ついていないんですけれども、こちらはどういう対応になるのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） まず、磯崎第二ポンプ場のほうには自家発電機がついていると。あと、高城浜のほうのポンプ場には自家発電はついていないということだと思うんですが、こちらの高城浜雨水ポンプ場につきましては災害復旧事業での施工ということで、災害復旧については基本的には原状復旧ということで、原状復旧のために国のほうから発電機の設置は認められていないということになりまして、こちらについては可搬式の発電機とかで対応ということで現在考えているところでございます。また、磯崎第二ポンプ場につきましては復興事業ということで、復興庁との協議により発電設備の設置が認められたということでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。8番今野議員。

○8番（今野 章君） 自家発電機は本当に可搬式じゃなくてその場にあったほうがいいと私も思うんですけどもね。国のやっている仕事というのはこんなものかなって思いたくなりますよね。ということは余談で。今回磯崎第二とそれから高城浜と2カ所のポンプ場の協定ということになるんですが、町内あちこち小石浜だとかそれから浪打浜もあったし、普賢堂もあったし、いろいろなところで排水ポンプの工事されているんですが、全体として進捗状況はどうなるのか。今後の見通しも含めてお聞かせください。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） まず、全体的な話の進捗ということでございますけれども、まず全体的に見ますと今回上程している高城浜雨水ポンプ場、磯崎第二雨水ポンプ場等含めて災害復旧で2カ所と。あと、復興事業で7カ所ということで合計で9つの雨水ポンプ場及び管渠ということで震災以降進めているところでございます。まず、南側というか小石浜地区のほうから申し上げますと、小石浜についてはポンプ場は完成しておりまして、雨水管渠は今年度末ということを予定していますので、小石浜地区についてはポンプ場、管渠とも完了ということの予定でございます。また、浪打浜につきましても今回次の議案で出していますけれども、管渠、ポンプ場とも今年度末の完了ということで進めているところでございます。また、普賢堂、蛇ヶ崎ということで、過去に協定締結いただきましたけれども、そちらについても現在進めておりますが、入札不調とかあってちょっと土木工事がおくれています、今年度未完了だったのが来年の夏ごろまで延長というか延期になるという話で、ちょっと事業団のほうからは承っているところでございます。また、昨年12月ですか、議決をいただきましたが、小梨屋と長田ポンプ場につきましては協定締結をいただき、今先行で長田のほうを進めておりまして、あと2月の中旬ごろから役場前の小梨屋ポンプ場ということで施工

を予定しているところでございます。今回一番というか残っているという表現がおかしいんですけれども、西柳ポンプ場がちょっと今回協定の締結ということで、議案の締結ということで進めてきたところでございますが、ポンプ場の建設予定地の用地買収がちょっとできず、今回上程できなかったということでございます。本ポンプ場の建設に当たりましては、2筆の用地を買収しなければなりません、そのうち1筆の地権者が亡くなっておりまして、相続人がいるわけなんですけれども、その相続の方の遺産分割に当たりまして代理人弁護士をお願いしており、これまで代理人弁護士の方と随時連絡、相談ということを行ってきまして、当初は9月ごろには遺産分割協議により相続人が確定する予定と言われておりましたが、協議が整わず、しかし町も待ってられないということで11月ごろまでお願いしたいということで弁護士と話をしておりましたが、弁護士のほうからも11月中の確定に向けて進めるということの回答をいただいていたところでございました。しかし、11月上旬に代理人の弁護士から連絡があり、協議が整わず年内に相続人確定のための訴訟となるような見込みであるような話があり、そうなるとそこにいたるまでは少々時間がかかるということで、用地買収ができなくなっているということでございます。このようなことから、ポンプ場用地の買収ができず、今回上程ができなくなっている状況でございます。なお、もう1筆の方については、もう地権者と買収単価とか提示し内諾であと契約に向けて進めていますが、法務局との地積更正とか若干あるもので、そちらのほうを今現在進めており、そちらが済めば用地買収の契約ということで進めるということで、そちらについては地権者も同意しているところでございます。なお、ポンプ場の話だけをしましたが、管渠については蛇ヶ崎についてはもう終了していると。あと、今定例会で提案していますが長田については今回お願いしていると。残りの管渠の分、普賢堂等につきましては、来年度当初予算に予算措置して、ポンプ場の進捗状況を見ながら工事を進めていきたいと、そのように考えているところでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。やっぱりなかなか予定どおり運ばないというのが、道路工事はなおさら現状であるんだと思うんですが、西柳のやつね、高城川のいわゆる堤防のかさ上げ事業も進んでいるわけですので、これとの関係で時間的制約もあるのかなという気がするんですが、高城川の堤防との関係でのこのやりとりというのは現状どうなっているんですか。高城川の堤防かさ上げ工事そのものがいつまで終わる予定で進んでいるのかですね。それに合わせて当然工事すると思うので、いつごろまでにはこの土地の買収が終了しなければ

ばならないとかっていうのが、見通しがあるのかどうか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 最終的な土地の買収の時期の見通しということで、ちょっとかけ離れる答弁になるかもしれませんが、復興事業全体が現在のところ32年度完了ということで国のほうでも進めているということになりますので、ポンプ場建設についても、西柳ですね、そこまで終わらせなければならないということを踏まえると、過日設計したところとお話しして今後工事を発注して工期的にどうなのかという話も若干打ち合わせしたんですけれども、これからその辺を進めるに当たって、まず購入できた分の用地でどうなのかといった場合に、やっぱりお金もかかりますけれども設計の見直しにも時間もかかるということもありまして、このようなことを踏まえると委託するにしても遅くても30年の6月ないし9月議会には委託契約の議会の議決をいただかないと32年度完成が難しいのではないかというふうに打ち合わせはしているところなんです。それらを踏まえると、今後代理人の弁護士とも、先日もちょっとご相談をしたんですが、その土地だけ分割して町で購入できないかとか、今後そのほかにいろいろな方法がないとか、打ち合わせをお願いする予定でいましたが、それらも含めて代理人弁護士と綿密に相談をしながら進めていくのと、あと、復興事業で進めるもので、もし形状とかがかかれば復興庁との調整もあるということも踏まえると、ちょっとタイトなスケジュールで進まないといけないのかなと。また、建設課長のほうから今聞いたところ、その工事については30年3月ごろには護岸工事が完成する予定ということがあり、そちらはもしポンプ場の形態が変わらなければ、はけ口とかは全て協議しているもので、そちらの部分は再度検討、調整しながら町の実情を相談しながら進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他にございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番赤間です。

私のほうからは1点です。先ほど副町長も答弁されておったようなんですが、杉原議員に対してですね、私のほうからは今の所長からの答弁で、9カ所のポンプ場の維持管理の体制でちょっと随時、今回は磯崎第二あるいは高城浜、その後に104号で浪打浜ポンプというふうにトータル9カ所のポンプ場が随時完成していくわけですけれども、現行でそのポンプ場が完成し、その年度において集中豪雨あるいは台風あるいは高潮等の影響を受けてポンプの稼働率が上がってくるというケースが出てくれば当然陸地からの強制排除でポンプ設置されているわけですけれども、町側の維持管理体制というものをどのように考えているのか。そのど

のようというものが、例えばですよ、よく災害時の防災協力団体というんですかね、建設業関係の団体に協力要請をかけていますとか、地元の農業者団体というんですかね、そういったところとタイアップして協力要請をかけていますとかね。あるいは、町直営だけじゃなくて、一般の民間の企業に協力要請をかけていますとかね。当然、ポンプ場は構造上流入してくる管渠から遊水機能を持った調整池でもって除塵効果をしておかないとポンプ場自体がうまく機能しない、そういった点はどうしても人為的な体制が望まれる必要になるわけですから、そういったところも踏まえて見たときに今の考えられる、想定される維持管理体制というのはどのように描いているのか、そこだけ1点聞かせてください。よろしくお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） まず、ポンプ場の維持管理体制ですが、現在なんですけれども、現在既存のポンプ場である普賢堂、あと新町ってちょっと川向かいなんですけど、あと高城と、中山クリニックさんのところですか、あそこの、私の記憶で申しわけないですが、3ポンプ場については、下水道の浄化センターを委託している業者に維持管理等も含めてお願いしていると。残りのポンプ場については、町直営でやっているということでございます。今後これらを含めてプラスのポンプ場が出てくるといった中で、職員の配置で現在もやっているもので、その職員の配置分と業者に委託分、あと緊急時にも、現在もそうですけれども、防災のほうから仮設ポンプとかをお願いして対応している部分もありますので、その辺全体を含めてこれからの増設のポンプの箇所数を含めて委託する箇所、町で直営する箇所ということで検討していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第103号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第103号工事委託に関する協定の締結については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第104号 工事委託に関する変更協定の締結について【浪打浜雨水ポンプ場】

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、議案第104号工事委託に関する変更協定の締結についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 浪打浜のことなんですけれども、今、今野議員それから赤間議員もそういうふうに質問があったんですけれども、7,500万円減額だと。来年の3月で完成する予定というようなことが報告されておりますが、ちょっと漏れ聞くと少しおくれ気味だというような、これ専門業者、直接聞いたわけじゃありませんけれども、やっている業者から、そういう話を聞くというふうになりますと、かつて町長は落慶法要があるのでこの辺の工事はもう年度いっぱい終わらせると、そういう。それから、道路工事やなんかでもちょっとずれてゴールデンウィークまで完成するとか、そういうふうにして若干おくれ気味の報告とかなんかあるわけなんですね。そういうことを含めて、本当に来年の3月、この年度いっぱいに完成するというふうになっているのかどうか、よろしいですか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 松島公園付近の下水道関係の工事と、本ポンプ場も含めて3月まで完成するのということですが、水道事業所発注なんですけれどもポンプ場のほかに上水道とか污水管も、上水道は議決いただいているんですが、発注しているということになりますので、まず、国道45号の拡幅に伴う上水道管移設工事というのにつきましては、11月及び12月にこちらは公園内に全て完成しております。また、下水道管の45号の歩道拡幅に伴う公園内の移設、こちらについては本管部の推進工は完了してしまして、既設管との接続とかマンホール設置工等が残っており、こちらについては30年の1月に完成する予定でございます。また、先ほどもご説明しましたが、浪打浜ポンプ場につきましては、現在躯体の型枠撤去、支保工の撤去等を行い、埋め戻しをしながら機械電気設備工事は1月から現場に着手し、30年3月末には完了する予定でございます。また、その浪打浜雨水管渠築造工事ということで、田町付近の工事も含めて、田町地区への推進工事が12月までで完了し、1月から観光協会前、松島公園内の一部の開削、あと田町地区の上流の開削工事に着手し、30年3月末までには完了ということで現在進めているところでございます。国道のほうもですか…

…、そちらのほうにつきましては、建設課長より答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、国県工事関係の進捗状況を説明させていただきます。松島海岸地区につきましては、国県事業分といたしまして国道45号歩道拡幅工事、防潮堤かさ上げなどの港湾施設災害復旧工事、あと津波防災緑地公園整備工事を実施しております。まず、国道45号の歩道拡幅工事になりますけれども、こちらは現在夜間工事によりまして海側の歩道のほうを拡幅等、移設を行っております。1月末より店舗側の歩道拡幅を行いながら3月末を完了予定としまして車道の舗装工を考えていきたいと思っております。ですので、3月末まで完成する予定であります。あと、次に、港湾施設災害復旧工事につきましては、現在2社で工事を実施しております、防潮堤のかさ上げ工事につきましては大体3月末までに完了という形になっております。ですが、センチュリーホテル前の護岸の海側の栈橋がございましてけれども、そちらの栈橋につきまして4月、ゴールデンウィーク前まで、あと護岸の裏側の歩道舗装ですね、こちらがありますけれどもこちらは5月に入ってから舗装という形になりますが、落慶法要までには間に合うような形になっております。あと、続きまして津波防災緑地公園整備につきましては、カフェベイランドからこれは中央広場、観瀾亭手前までになりますけれども、こちらにつきましては3月末まで完成を予定しております。ただ、グリーン広場につきましては、他工事との関係がございまして3月まで着工ができません。4月以降の着工となりますので、工期的にはちょっと落慶法要まで難しいのかなというイメージがあり、県のほうからは施工時期をどこの時期にしたらいいのかなということで調整しなければならないということを聞いております。あと、レストハウスのほうも復旧をやっております、かさ上げをやっておりますけれども、レストハウスにつきましては4月末までには完成する予定と聞いております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川議員。

○13番（色川晴夫君） 今、言われるように3月末までにはおおむね、しかし残念なのはグリーン広場だということで、今工事やっている最終段階に入っているのかなと思いますけれどもね。それができないうちは次のこのグリーン広場の工事が入れないというようなことで、あの辺がやはりきれいにならないと、本当の海岸の美しさとかそういうものができないのかなと。非常に、ここ、残念なんですけれども、何とか早く、落慶法要までは間に合うような工程には進みませんか。何とか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） こちらのほうは、再度県と調整をとりながら工程等も詰めていかなければならないとは思っております。ただ、私のほうではちょっと、お願いはしますけれども、はっきりこの場ではできませんという形は答えられない状況であります。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 前段、一通り工事業者さんには全部お会いしまして、施工的な内容も聞きながら、年度、3月いっぱいということでお願いをしておりました。今、色川議員からお話しされたように、若干おくらしているところがあって、特にグリーン広場だと。さっき課長の答弁で、レストハウスを4月と言っていましたけれども、私は3月と聞いているんですが、3月末で床のかさ上げが終わって、それから今観光協会等がプレハブに入っていますけれども、あるいは4月に入ってすぐ戻るといふことだと思います。そういったものの工事の進捗等にちょっと、若干おくらがあるということもあって、そういうことも心配されて、実は今月の21日に復興副大臣が来る、そのこの現況を見るということでもありますので、その機会を捉えて再度復興大臣のほうにも工事の進捗についてスピードを速めるようお願いしたいなと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 色川議員。

○13番（色川晴夫君） まさにそのとおりです。本当にお願ひする、こっちはね。とにかく来たお客さんが落慶法要、松島の観光シーズンすぐですから、年明けたら。そういうふうになりますと、今の観光協会、皆さんご存じ、あそこを直すと、浸水対策のために。今、プレハブやっていますよね。本当に、船から降りるとあそこすごい狭いんですよ。いたし方がないことかもしれません。それでお使いになっているトイレ、余りにも狭過ぎるとか、非常にクレーム来ています。そういうことも含めながら、できたものはしようがない、これを使っただけ、早く完了してもらわなくてない、そういうことを含めながら、本当に復興副大臣せつかく来るんですから、なお町長、ひとつよろしくお願ひしたい。

それから、この間ちょっとお聞きしたんですけれども、これ町長からあなたやってくださいとこういうふうに言われるかもしれませんけれども、観月楼さんですね、固有名詞出して申しわけないんですけれども、一軒工事している店、落慶法要この工事、拡幅工事まで、課長がちょっとお話し合いに行ったという話を聞いておりますが、その辺の国道45号店側の拡幅工事、土地持っていますよね、まず歩道、ひとつ、あそこの空き地の用地買収はどこまで進んだのか。言っていることわかりますか。旧ファミリーマート前の空き地、それからあのお

店、今工事中のお店、どのようなお話し合いがなされたのか、どうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） なかなか課長も答弁しづらいと思うので、固有名詞はちょっと避けさせていただきます。ただ、国道拡幅に関して、某葬祭会館の前のところまでの土地に関しては内諾を得たという話を……、ただ、今実際自分の施設を、建物を、改修工事をやっているんですけども、それについてなかなか進捗がしないというのは、実はまだ聞いて1週間からそこらなので、自分としてもちょっとどうしたらいいのかなということで、正直今悩んでおります。新たな問題が出たなど。これは、1つはあそこを許可するが上には、国道に関しては国道を管理するところから足場等の用地に関しての許可をもらっているだろうし、それから参道側については町のほうで許可をしている。その、いつまでの利用期間というのが3月31日をめどにしているようなんでありますけれども、その前に課長とは、議会が終わったら私本人が直接お会いしてもう1回頼んでみようと。これは、瑞巖寺だからどうのこうのじゃなくて、これは国道の歩道拡幅で、やはりあそこ足場を一回解体しないとあそこの工事が一連として終わらない。ですから、その工事をやはり一定期間内に終わらせるようにするために、一時的であれ足場をちょっと解体していただかなくてはならないのかなと思いつつ、実は頭の痛いところでありまして。色川議員のほうからでもいろいろアドバイス願えれば……、以上であります。

○議長（阿部幸夫君） 色川議員。

○13番（色川晴夫君） 今、町長からそういう、私これ言ったら必ずそれ来るなど、この間も言われたんですけども、実は、苦肉で、ちょっと、瑞巖寺の一番トップに出番だから出てくださいと、直接言っていたか限りなかなか難しい、だからそういうことも含めてどうなんですかと、こういうふうにならね。私、笑いながら本気になって言ったんですけどもね。そういう中で、皆さんから協力をもらわないとなかなか、本当に、今町長が一番心配している、そういうことになるということになりますので、私もできる限り頑張りたいと思いますので、皆さんも知っていたら何とか応援していただきたいと。とにかく、落慶法要が本当に目の前にきております。あと半年後ですから。そういうことで、せっかくおいでになる皆様にすばらしい松島を見てほしいなど。そして、安心・安全のためにぎっと今説明を受けておりましたけれども、普賢堂からそしてこれから始まる長田、西柳はまだ用地が未定だと、教育長のすぐそばですよ。そういう中で、本当に安心・安全、これが一番の問題でありますので。この間の台風で本当に、この間選挙で皆さんも歩いて、いつ完成するんだとい

ろいろなことを言われた方もいらっしゃると思います。そういう中で一生懸命取り組んでいただければ、よろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。12番高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） 私のほうは簡単なあれなんです。変更協定というのは以前もあったと思うんですが、これ、お金の流れというのはちょっと、協定だからたしかこの減額した金額を払うというような、一時金払ったのかどうか、ちょっとそういうのもわからないので。多分それで、復興交付金だと思いますので、こういうふうには戻ってくるのか余ったら、結局国からの交付金だと思いますので、それとの流れ、もう一度ちょっと教えていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） まず、こちらの変更協定の件ですが、当初協定で12億5,800万円を平成27年7月に協定締結していると。その後に平成28年6月に14億7,700万円ということで2億1,900万円の増額をしていると。その後に今回、12月に14億円1,200万円ということで7,500万円ほどの減額ということで、協定変更を2回しているところでございます。それで、お金の支払いの関係だったんですが、こちらは年度ごとに支払っておりますので、そちらちょっと私手持ち資料を持ってこなくて申しわけなかったんですけども、残り部分について減額するというので、今年度につきましても土木と機械電気で6億円ぐらいの年度協定を結んでおりますので、そのうち7,580万円を除いた分で支払うという形になりますので、過去に2年分なりを払っている部分はこの12億円の中からもう払って、残りの部分の今年度のお金で7,580万円を除いた部分を支出するということになります。また、歳入部分の話でご質問があったんですが、こちらにつきましては災害復旧事業なもので国庫補助金の事業になっております。それで、支払った部分を県を経由して国のほうに請求するということになりますので、受け取った分を戻すのじゃなくて確定した分の受け入れというふうなお金の、歳入の流れになるところでございます。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第104号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、日程第8議案第104号工事委託に関する変更協定の締結については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第105号 工事請負契約の締結について【町道三浦線避難道路整備工事】

- 議長（阿部幸夫君） 日程第9、議案第105号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第105号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第105号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第106号 工事請負契約の締結について【長田排水区雨水管渠築造工事】

- 議長（阿部幸夫君） 日程第10、議案第106号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第106号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第106号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第107号 工事請負契約の変更について【松島町公共下水道幹線
汚水管渠移設工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第11、議案第107号工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第107号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第107号工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

ここで、議事進行上休憩に入りたいと思います。再開を2時10分といたします。

午後1時57分 休 憩

午前2時10分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開いたします。

日程12に入る前に、一言皆様にご協力をお願いしたいと思います。評決の際、賛成の方に限りますが、起立の場合できるだけ早目に起立をお願いしたいと思います。結構まばらになっておりますので。局長が大変困っておりますのでご協力方よろしくをお願いしたいなと思って

おります。

日程第12 議案第108号 平成29年度松島町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第12、議案第108号平成29年度松島町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。1番杉原崇議員。

○1番（杉原 崇君） 歳出の子育て支援事業、先ほども午前中話があったんですけれども、私立保育所の利用者がふえているということで、この主な原因というか要因というのは何かご存じでいらっしゃいますか。

○議長（阿部幸夫君） 太田課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 今回の補正につきましては、9月に仙台市にある民間保育所に1名の児童が入所したものであるものです。それで、先ほど条例改正のときに民間保育所3人と説明申し上げたんですけれども、そのうちの1人となります。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原議員。

○1番（杉原 崇君） その方は、その理由というのはどうして仙台なんですか。

○議長（阿部幸夫君） 太田課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 職場が仙台ということで、事業所内の保育所ということで子供さんを預けているというようなことです。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原議員。

○1番（杉原 崇君） もう1つ、幼稚園費のほうで私立幼稚園の利用者ということで、何人ぐらいこちらにもいらっしゃるのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 三浦教育課長。

○教育課長（三浦 敏君） お答えいたします。私立に通っているのは4名でございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原議員。

○1番（杉原 崇君） 済みません、それもなぜその4名の方は町外の私立に行かれているのか。

○議長（阿部幸夫君） 三浦教育課長。

○教育課長（三浦 敏君） これは個別に、それぞれの理由がありまして、例えば送迎で保護者

の通勤の途中にたまたま私立があるでありますとか、保護者がその私立関係の出身でありますとか、さまざまな要因はあるかと認識はしております。

○議長（阿部幸夫君） 杉原議員。

○1番（杉原 崇君） わかりました。もう1つお聞きしたいんですけれども、歳入のほうの民生費委託金のほうで、10月3日に締結した発達障害支援地域支援モデル事業、始まったばかりなんですけれども、現在の進捗状況というか、始まったばかりであれでしょうけれども、そこを教えていただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 現在、この事業については8人のお子さん、発達障害のお子さんになるんですけれども、このお子さんたちが8人ほど通っていると。それで、事業の内容も含めてなんですけれども、発達の気になるお子さんへの対応を保育士や幼稚園教諭が座学や発達が気になる子を実際に遊ばせる実地研修をこの事業において学んでいくものと。そして後々、研修終了の保育士等が次の保育士にこの技というんですか、手法を教えるというか、保育士を育てる仕組みを目標とした事業となっております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原議員。

○1番（杉原 崇君） ということは保育士ですので、小学生とかそういうのが対象になっていないということなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） なっておりません。この事業ではなっていないです。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。2番櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 10款教育費2項と3項にまたがるんですけれども、小学校学習用ディスプレイ外事業及び中学校学習用ディスプレイ外事業のLTE機能付ということでしたけれども、多分これ、野外に持ち出してできるために学校の校舎内以外で使うためにこういう機能ということになっていると思うんですけれども、使うためにはもちろんプロバイダ契約とかそういうふうな部分の回線料というのがなければならぬと思うんですけれども、今回そういうものがないんですけれども、そういうのはどういう形でなっているのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 三浦教育課長。

○教育課長（三浦 敏君） お答えします。議員のおっしゃるとおり屋外でも使えるということは想定をしております。一番は、今、普通教室でインターネットが繋がらない環境にある

ので、授業で使えるようにということで考えておりました。もちろん、屋外で活用した場合、例えば学校で校外学習で出た場合、その端末を持っていけば、例えば安心・安全メールをそこから発信できるなんて危機管理的にも運用できるのかなと思っています。回線の使用料につきましてですが、今、格安SIMカードというものも出ておりますので、学校の電話料支払いと同じような合算の支払いで、3カ月で何ギガというような仕様のものができますので、それを来年度運用できるかどうかということで考えておりますが、まずは使えるハードということで整備を検討したところでございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井議員。

○2番（櫻井 靖君） 活用とすれば今後検討するというので、とりあえずそのほうの整備だけということで今回はするというのでよろしいですね。わかりました。

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番です。私のほうからは、まず第一点目ですが、提案理由書の9ページ、5項2目指定統計費についてのお尋ねであります。現在の調査員の数と調査員の募集時期というんですかね、それをどのように年間の中で見ているのか、そういったところのお話をちょっと聞かせていただきたいと思っていますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 小松企画課長。

○企画調整課長（小松良一君） 今回の調査は、5年に1回行われています住宅土地統計調査、そういう統計業務でございます。これにつきましては当初予算につきましてはちょうど5年前の、まだこの時点で正式に内示がなかったということで、5年前の実績に基づいて当初予算を編成したんですけれども、5年前につきましては21調査区で調査員3名という形で予算化させていただいております。それで、今回内示があった際に、前回の21調査区から今回12調査区でございました。それで、調査員は10の調査区に1名配置ということになっておりますので、今回については12でございますので2名です。予算措置がこれからされるということなので、これからの人選、そして執行という形になります。

○議長（阿部幸夫君） 赤間議員。

○4番（赤間幸夫君） 人選に当たっては統計調査としての実績を持つような、その地域あるいは調査区の箇所の立地状態によって想定をしながら募集をかけるという考えですかね。

○議長（阿部幸夫君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 町のほうで、統計調査員の方々に統計事務調査研究会という組織をつくっております。この中から、地域性に応じた方にご相談させていただいて受けてい

ただくという流れを想定しております。

○議長（阿部幸夫君） 赤間議員。

○4番（赤間幸夫君） 次に移りますが、次は、事項別明細書の11ページ、3款2項の5目です。子ども医療対策費なんでございますが、ここの部分に記載のあります子ども医療対策費の当初の見込み数と伸びによる実績見通しの差ということで、まず教えていただきたいと思いません。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 月平均で申し上げますと、1月350万円ということで見込んでいたんですけども、実際は388万円ほどで38万円ほど月的には平均すると足りなかったかなと。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間議員。

○4番（赤間幸夫君） いや、対象者数というんですかね、今のお答えだと見込み数的にどうなのかということなんだけれども、今、月の平均でお話しされましたよね、350万円で見込んでおったものが388万円ですか、月。というお答えだったと思うんですけども、その捉えについて、もうちょっと詳細に知りたいんですけども。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 人数ということでしょうか。月に換算しますと1,660ほどで見込んでいたんですけども、実際は……、済みません、28年が1,660件、それから29年については1,740件ということであります。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間議員。

○4番（赤間幸夫君） わかりました。そのように実績的に伸びているということですね。それについてはわかりました。

それから、主要事業説明資料をいただいているわけなんですけれども、小学校学習用ディスプレイ外購入事業であります。事業要覧にある部分で、ここに第二小学校が入っておらないんです。なぜかというところ。学習ディスプレイ55インチ2台、その下にディスプレイ専用台2台、そして先ほど質問ありましたけれどもLTE機能付の3台、3台には入りませんでしたね、二小ね。上の2つの内訳の欄にないわけなんです。二小は既にあるんですか。どうなんです。その辺ちょっと。

○議長（阿部幸夫君） 三浦教育課長。

○教育課長（三浦 敏君） 第二小学校につきましては、平成21年度に40インチを2台、37イン

チを1台、32インチを1台、あと平成26年、27年に50インチのものを合わせて5台ということで、50インチ以上は5台なんですけれども合わせて9台ですか、ございますので、今のところ各普通教室にはある状態だということで、その実態に合わせて整備を計画いたしました。

○議長（阿部幸夫君） 赤間議員。

○4番（赤間幸夫君） ありがとうございます。ちょっと認識不足であれでしたけれども、一応確認でした。

それから、私の質問では最後になりますが、事項別明細書17ページになります。ここで、後から知らされているわけなんですけど、要するに年度途中での職員の退職に対する補充等の考え方、あるいは退職見込みが知り得た状態で遺留等に努める対応のあり方、そういったところを踏まえて、どういったことでこのように年度途中でなっていたのか。その退職された職員のお気持ちも踏まえながら、ちょっとお尋ねしておきたいなというところです。今後こういったことがたびたび起きるのではないのかということも想定にあるわけなんです。私の頭の中にはですね。そういったことも踏まえた場合に、できるだけこういったことの事件には速やかに前もってということと、補充対応ができればなということの描きを教えていただけたらなという思いで質問します。よろしく。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） それではお答えします。途中で退職なさった方についてなんですけど、私、直接お会いしまして、まずご本人の病気が持病があるというお話を聞きました。それから、お母様が介護が必要な状況にあると。ことしの3月31日でもって定年退職の予定だったので、もう少し頑張れないかというようなお話もさせていただきましたが、本人のたっでの希望で、ご本人も仕事半ばというところでやめるのは非常につらそうにしていたんですが、そういうお話であればいたし方ないなということで、受理させていただきました。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間議員。

○4番（赤間幸夫君） 私自身も、みずからそういった体験者であるわけでございますが、とりわけ年齢的に、正直申し上げて、震災以降特に両親が高齢になっているケースで、震災による不安から介護等にお世話にならなければならないような状態になってくると家族みんなして面倒は見るんですけれどもね。どうしてもそういったことが生まれると。早目に職員への目くばせというのがやはり組織内では必要なことだなと思っています。自分も大変な状態で、耐えられない状態で心身ともに、これじゃ自分が壊れてしまうという状況で、未然の防止と

してやむを得ない措置というところがあるわけなんですよ。そういったときに、やはり職場にそういった相談をしやすい空気というんですかね、そういったものをある程度は求められるのではないかなというところを思いまして、庁内でね、そういった対応もご念頭に置きながら配慮されたらどうかというところの要望ですね。経験則も踏まえて出させてもらったところです。よろしくお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） やめられた職員に関しては、皆さんご存じのとおり議会事務局にも長年おられまして、職員の中ではどちらかという顔を合わせる機会が多かった職員でありますけれども。当初は来年の3月で定年ということで、再任用の申し込みもしておりました。再任用されるんだなと思っていたんですが、私のところに来て、今、教育長が話したとおりのことでありましたので、いたし方ないなということになりました。ですから、一応そういったことで個人が判断したということだと思います。

○議長（阿部幸夫君） 赤間議員。

○4番（赤間幸夫君） それでもって、7節に賃金が計上されたのかなということだと思うんですけども、向こう3カ月間程度事務補助員ということで賃金が計上されて、あくまで前任者は管理職の方でしたからそれにかわるというか、業務の権限、職場内での職員にかかる事務量の軽減措置として補助職員ということで描いておられるんだろうと思うんですが、それで間違いのないということによろしいですね。そこだけ確認して終わります。

○議長（阿部幸夫君） 三浦教育課長。

○教育課長（三浦 敏君） 公民館につきましては、現在生涯学習班長が兼務をしながら業務に当たっている、また、その抜けた穴につきましては、生涯学習班あるいは学校教育班等で協力しながらやっているという状態でございます。その臨時職員につきましては、1月以降の手当をするということでお願いを申し上げました。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございますか。菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今のにちょっと関連するんですけども、事項別明細書の20ページに書かれている職員数ですね。これは変化ないんですけども、これによろしいんですか。158と158。ちょっとそこ……。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井総務管理班長。

○総務課総務管理班長（櫻井和也君） 今、先ほど、公民館長がおやめになったということでマイナスじゃないかということだと思うんですが、この中身のほう、基本的に給料のほうがマ

イナスになっているのは実態としては人事異動のマイナスでございます。実際、館長がやめた分に関しましては、職員の補填も補充もあり得るということで、そのままにしております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 正職員の方がやめたんだけど、補充もあるということで同じくしているということなんですか。どこかにそういう規定なり規則なりがあるんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井総務管理班長。

○総務課総務管理班長（櫻井和也君） 規定とかはないんですが、先ほど申し上げたとおり急におやめになって、まず、臨職で対応するということではなっていたんですが、人事異動で職員の配置がえというのもあり得るということだったので、私のほうではその分を減らしておいてはいませんでした。なので、今回の部分に関しましては公民館から別な部署に異動になった方の分のみでしか見ておりません。以上です。（「ちょっとわからない」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 今の職員数が158人でしょう。ということでしょう。そして、1人やめても、補充、どこから引っ張ってくるのかわからないけれども、158でいいんですか。157になるのが普通じゃないですか、違うかな。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井総務管理班長。

○総務課総務管理班長（櫻井和也君） 菅野議員のおっしゃるとおり、現時点でいうと1人減にはなります。ただ、予算上、退職された方の人数を補填というんですか、金額上は残しておいてしまったというか、残しておいたので、そちらの方の分はまだみていなかったということで職員数は変わってはいないという形になっております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 本来ならば、定数1減らして載せるべきだったということですよ。ということになるとこの補正予算がどうなのかということになってくるんだけど、その辺はどうなんでしょう。適正な、正確なお答えをここでちょっと時間いただいてもいいので、教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井総務管理班長。

○総務課総務管理班長（櫻井和也君） 済みません。本来であれば全額落したり、減額したりということもあり得るんですが、先ほど言いましたとおり途中で減額しておいて途中で職員が異動したとなった場合、今度金額が足りなくなるということもありましたので、済みませ

んがそちらのほうを残させていただいていたものでございます。

○議長（阿部幸夫君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） これまでも経験していたそうなんですけれども、途中で退職されたとき給料はそのままにしておいて予算としては持っていくしますので、この人数は減らさないでいるのだそうです。これ、慣例でやっていたようで、議員おっしゃるように規則だとかなんとかにのっているわけではなくて、こういうふうなことでやって措置をさせていただいたということです。

○議長（阿部幸夫君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。それで、要は、途中採用もあり得るという判断でそういう形にしているということなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 一般会計で人数158、150になっています。給料を残しているということは、これからあるかどうかは別にして想定として特会から一般会計に入ってくる可能性もある、人が。お金が動くわけではありません。人が。そういうことを加味していますということです。一般会計同士ではないですね。ほかからも入ってくる可能性もあるということも残しているということです。

○議長（阿部幸夫君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 何か理解しにくいんだけど、予算の金はじゃあ動かさないで置いておくと。そして、途中で退職しようが何しようが金はこのまま残しておくよと、慣例ではそうだったと。わかりました。それが正しいことかどうなのかよくわかりませんが、後で検討していただければいいんですが、それはわかりました。そこで、教育長の答弁では自分の病気もあったということでの退職だということでもありますけれども。この予算と直接かわるものじゃないですが、このごろ長期休暇というか、長期に休んだりなんだりしている人がいるわけでしょう。一方でやめたと。これはうそか本当かわかりませんが、やめる可能性もあるといううわさもあるという中で、職員の管理というものは今までも議会の予算決算の中で、審査意見の中で、そういう精神的な病に対するケアをきちっとするよという意見を出したりしてきているわけですよ。しかし現実には、何かこのごろ急にそういう方々がふえているような感じがするんです。公民館の館長でも今まで大変だったというのに、話を聞きますと大変な仕事だったと。しかし、今度はその大変な仕事を兼職させようとしているというようなことでしょう。そういう形になっていくと、本当に職員の方々が

変だと思っんですよ。そういう大変さというのが、そういう心の病だのなんだのに結びついていないのかという気がするんです。そこで、そういうものに対する庁舎内の検討というのはどのようにしているのかと。今までも議会から提言してきたこともあるし、そういうものに対する職員の心のケアというものにどう対応しているのかということをお聞かせいただければ。

○議長（阿部幸夫君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 心のケアですね、本当に難しい話です。私、総務課長になったときに4人ぐらいたんですかね。3カ月か4カ月でゼロになりました。ゼロになって2カ月後にまた1人2人と出てきまして、当時休んでいた職員がもう一度休み始めたというのもありました。よくよく話を聞いてみると、仕事が原因ばかりじゃないですね。ご家庭の要因もあって仕事に来れないという人もいました。あとは、仕事でちょっとミスをして、もう役場の職員の顔を思い出すことだとか、役場の庁舎を見るのもつらいという方もいらっしゃるということですが、私どもとしては大事な戦力ではありますので、ときどき家庭訪問をしてお話を聞くということはさせていただいています。職員に来てもらうのもいやだという状況ではないので、そういった手段をとらせていただいているということです。あと、それから組織的にどんなことをやっているかということですが、衛生委員会というのがありまして、衛生委員会の委員長は私なんですけれども、こちらにうちの産業医の丹野先生にも入っていただいて、医学的見地からもご意見をいただいていると。この衛生委員会は、多分に個人情報やりとりされるわけで、かなり閉め切った委員会にはなっておりますが、これで情報を共有して、こういうときはこんなふうに対応するといいいねとか、この人はこういうふうな対応をして戻ることができましたねとか、そんなことを過去の例を参酌しながら対応させていただいているということでございます。この衛生委員会の開催時期だとか、話し合っている内容だとかというのは、職員組合を通して職員のほうにも一応行っていると。ただ、個人情報は流れないように非常に気を使って、情報という形でこんなことを検討していますからねと、こんなケアをしますからねということで情報はお渡しさせていただいているという状況です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。1点ね、今答弁にありましたけれども、家庭の事情という形で今休んでいる中にそういう職員がいるのかどうかと。それから、家庭だけじゃないよと。職場環境にも影響があるんですというような、きちっとした区別ができる状況になって

いるのかということをちょっと教えていただければと。

○議長（阿部幸夫君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 今、ちょっとしゃべっていて語弊があるかなと思ってしゃべっていて、そこを今質問をいただいてしまったわけですが。もちろん仕事を中心に生活が動いていて、そんな中で家庭でもちょっとトラブルがあり仕事に行けなくなったということなんですが、もちろん仕事起因していることは事実なんです。ですから、完全に家庭のことが原因で役場に來れなくなったというのではない方です。失礼いたしました。

○議長（阿部幸夫君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 私が思うのには、やっぱり職場環境なんだろうと思います。やっぱり、人間関係とか仕事、事務量の多さとかそういうのもあるだろうと思いますけれども、いろいろあるだろうなという思いが個人的にはします。ただ、そういうものに対して、やっぱり公務員ですから配置転換というのは宿命で、断ることはできないという状況だと思うんですけども、間もなくまたそういう異動ということであるんだと思いますけれども、その異動の際に個人の希望というんですかね、聞いているのかなという感じがするんですけども、今言ったように公務員ですから、こういうところにとわれたときにいいですよということはできるかもしれないけれども、そこを嫌ですとはなかなか答えられないと思うんですけども。そういう異動先、所管の配置というときに、個人の希望などを聞いているのかなという思いがするんですけども、その辺はどうなっているんですかね。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） まず、個人の希望、まず分けます。職員と管理職に分けて。職員については余り聞くことはありません。逆に言うといろいろなとどこを3年なら3年でローリングをかけていって、いろいろな場所を若いうちに経験していただければなと思っています。それから管理職、昇給する場合あるいは場所が変わる場合があります。私になってからは聞くようにしています。聞くという言い方は正しい表現かな、いろいろお話し合いをします。そして、昇給のとき、異動のとき、このように考えるがどうかとある程度の個人面談をします。私の情報は全部町長に流れるわけですけども。それ以前はどこまでしていたかというのは、ちょっと私は知りません。私になってからは各管理職についてはそういう意見交換というか、いろいろなやりとりをかけて異動あるいは昇格をするという形をとっております。繰り返しますが、職員についてはなるべく早く経験していただきたいということで、ほぼしていないのが実情であります。

○議長（阿部幸夫君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。できるだけ、本来ならば、その職場で喜んで意欲を持って働ける環境であれば一番いいだと思いますけれども。なかなかそういうふうにはならない人もいるわけでしょう。そうした場合に、以前にもちょっと質問したことあるんですが、仙台市役所である程度の年齢、ちょっと基準を忘れてしまったけれども40か45だかだったんだと思ったんですが、その年齢に達したときに個人の意思を尊重して退職するまでそこでやりたいという人もいるんだそうです。私はこれを得意とするので、税務なら税務、保健関係なら保健関係、そういうところで一生定年までやりたいという人もいるんだそうですが、そういう人をそういうところに配置してすごく効果を上げているというようなことを聞きました。今はそれ以降その情報を聞いたことはありませんのでよくわかりませんが、そういうやり方で職員に対する意欲を持たせるというやり方もあっていいのではないかと、そんなふうに思いますけれども。以前質問したとき松島町ではそういうことはやらないというような答えでしたけれども。ただ、このように休んでいく人たちがだんだんふえていったり、退職する人がふえていくと、職員の管理としてどうなんだろうなという思いがするものですから。今言ったことをやりなさいというわけではありませんけれども、そういうものを含めて検討する必要があるのではないかと考えているんですが、その辺、町長どのようにお考えですか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 退職する人がふえているというのは、たまたま1人がこの間やめたというだけであって、年度的にはそう変らないわけなんだけれども、ただ、議員さん方もおわかりのとおり、ここ3、4年で管理職が相当数入れかわるということもあります。ですから、やはりそこに今までの班長さんたちがどういったスピードで追いついてきてこなしているかということになる。それが今度職場配置転換になったときに、今度その立場にいったときに、今まで以上の負荷がかかってきたときに対応できるかできないかと、それは確かに担当課なり職場なり、全体的には松島町の職員の中での雰囲気もあるんだろうと思いますけれども、個人的にはできるだけそういう方々には声がけはするようにしています。声がけをして、状況を聞くという努力は個人的にはしているつもりでありますけれども。今後もそういう一人一人を全て私がケアしていくということはできませんけれども、全体で管理職がフォローアップできるような体制はとっていきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） おっしゃるとおりかもしれません。ただ、このように2人でも3人でも長期に休むということになれば、他の職員に非常にその分いってしまうわけでしょう。そうでなくても大変なんでしょう、皆さんね。その休んだ期間を皆さんでカバーするようになってくると、それまた大変なことになっていくわけでしょう。国のほうでは、ある程度の時間を超えて残業させるのやめなさいとか、休みをとらせなさいというような方向に行っているわけで、そうしたときにそういう状況を放置できる状況でなくなってしまうのではないかという思いがするので、やっぱりそこは真剣に考えていただきたいなという思いがしますので、わかりましたあしたからこうしますというわけにはいきませんが、よく検討していただいて、そうでないと皆さん大変になりますよ。だから、そこはやっぱり頑張ってください、よりよい住民サービスというものを目指していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それから、さっきの教育のディスプレイの購入ということで補正になりました。残念ながら財源は寄附だったと。これ、寄附がなかったらどうなったんでしょう。これ、学校教育ですから、子供支援を語っているのであればこれは当初から入れるべきものでなかったのかなという思いがするんです。たまたまあったからいいんです。なかったらこれ年度まで絶対入れる気がなかったんですかということになりますので、その辺の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） それではお答えします。まず、詳細については後でお話ししますけれども、小学校教育あるいは中学校教育の現状についてお話しさせていただきますと、2020年東京オリンピック・パラリンピックのときに小学校の学習指導要領が変わります。その中で、議員もご存じのように英語の教科化、それから道徳の教科化、その中にICT、教育の情報化を加速しましょうと。ICTの略はインフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー。何のことはないコンピューターを使ったりしながら今の子供たちに沿った授業を展開しましょうという話になってきております。これは、その話が出てきたのはずっと昔からではなくて最近の話で、去年の、28年の7月ごろからこの話が本格的になってきました。それを踏まえて今回寄附ではありましたがこれもこれに手をつけていこうということになりました。そこら辺のことについては、細かいことについては三浦課長よりお話しさせていただきます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 三浦教育課長。

○教育課長（三浦 敏君） では、私のほうからご説明いたします。まず、今回ディスプレイの購入に至ったということの説明でございますけれども、現在、各学校リースで備えているという学校、あとはリースと過去に購入したものであるものが混在している学校とさまざまなんですけれども、例えば第一小学校でいいますと平成32年までの5年のリース期間で52インチが3台、あとは21年度に42インチを3台というふうに整備をしているところでございます。国のほうの指針では、普通教室プラス特別教室、特別支援学級を含んでということ、全て常設するというので、なかなかこの5年のリースあるいは購入しながらでもまだまだ足りない状況ということがございます。また、国の指針では、新しい今度の学習指導要領にも総則というところに盛り込まれるわけなんです、その整備についてですね。例えば、普通教室、特別教室のLAN整備、有線によるものプラス無線によるもの、県内では8割以上が有線LANが整備されておりますけれども、松島町においてはまだまだそれも不十分な面があると。あるいは、実物投影機等も必要である、あるいは3クラスに1クラス程度の子供全員が1人1台を持てるような物、将来的には全クラス分ということなんです、授業で活用できるコンピューターという、ノートコンピューターあるいはタブレットコンピューターということになると思いますが、まだまだそこら辺が追いついていない部分があつて、これが長い年月をかけながら整備していくということが必要かと思えます。今回の貴重なコヤマドライビングスクール様からいただいた寄附金については、まず子供の学習に大きく還元できる物という基本の理念を持ちました。そして残る物、一過性の物ではなくて何年か使える物ということ。しかも、現場の先生方が、年度内に聞き取りをしたところぜひこういう物が欲しいということも聞き取りをしております。それで、ことしの4月に事前にコヤマドライビングスクール様から調査をいただきました。何か使いたいものがあるということ、それについてICT環境の整備にというふうなという、その聞き取りの結果も踏まえて申し上げたところ、コヤマドライビングスクール様でご審議をいただいて、じゃあそれに使ってくださいということで今回いただいたという経緯もでございます。最後には、150万円をできるだけ活用しながら今後の整備もしていかなきゃならないということも踏まえながら、今回上げさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 町の予算ですから、限られた予算の中で住民皆さんのサービスということになれば、1カ所だけに多く計上するということができませんので、それはそのとおりかもしれない。ですから、一気に用意することはできませんね、それはそのとおりだと思います。

ます。ただ、当初から不足しているということは教育委員会のほうでしっかり把握しているわけでしょう。だから、当初予算の中で、この程度のお金を計上できなかったのかという思いがするんです。たまたまこの寄附金があったからできたわけでしょう。子供の教育というのは、非常に大事だと思うんですよ。それは教育だけの問題じゃなく、子育て全般にかかるし、定住問題とかそういうものまでひっくるめてかかわってくるわけでしょう。そうなってくると、やっぱり足りないものをほっといてやるわけにはいかないなど。それは全てそろえるのは難しいということは今申しましたけれども、最低限の物はそろえる必要があるんだと思うんです。だから、それは当初からやるべきだったと。なぜ当初にやらなかったのかということをお聞きしたいですね。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） なぜ当初にやらなかったかということなんですが、先ほどもお話ししましたように平成28年の7月、去年の話から出てきたので、今ご指摘のように1年前からやれたんではないかというお話になろうかと思えますけれども、そういうことになるんですけれども、これからは先を見通しながら子供たちのために優先順位をつけながら対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。1年前に戻ることはできませんのでね、それはそれで仕方がなかったのかなと思いますけれども。幸いにして寄附金があって準備できたということは喜んでいいのかもしれませんが。わかりました。さっき、ちょっと課長の答弁で、有線が8割で無線LANが2割ということになるんですかね。セキュリティから考えたときには有線のほうが安全なんでしょう、多分、そうですよね。これは将来はどういう方向に。学校のコンピューターを全部有線にするのか、それとも校外に出てやってもいいように無線LANでやっていくのかということはどうなんでしょう。ちょっと教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 三浦教育課長。

○教育課長（三浦 敏君） 提案説明の理由の説明のときにご説明申し上げた、ことしの8月に文科省のほうでの有識者会議の最終まとめでは、ネットワークについてはまずは有線LANを優先にというふうには出ています。ただ、最終的には無線LANもということで国のほうでは考えています。議員のおっしゃるとおり現時点での、今各学校で運用しているものについてはコンピューター室のサーバーというものでネットワークの管理をしています。例えば、何かウイルスとかの感染を含む、あるいは有害なサイトへの接続を防ぐもの、全てサーバー

によって制御をしている、あるいはほかのコンピューターが入り込まないようにもの、決まったIPアドレスというコンピューターの住所みたいなものしか受け付けないというようなソフトウェアの管理もリースの中の委託の中に入って運用しているところです。ですから、その優先LANを使うというのが今、コンピューター室のネットワークではそれが一番いいということで、まだ無線の保守契約を結んでいないものですから。今後、5年リースのところで無線LANも入れるということになれば、その無線も、例えば学校の近所にお住まいの方の住宅で接続してしまうようなことがないようなセキュリティーというのは、無線LANを始めるときには必須のものになろうかと思えます。レベルとしては一番安全なのは有線でございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 私、余りセキュリティーとかそういうものに詳しくないので、そうなのかなという思いで聞きました。パソコンでも触る程度ですから。そういうセキュリティー、有線、無線LANのことについてはね。後で次長にでもゆっくり指導をいただくかなと思えますけれども。

あとは、亀井課長が相当パソコンに、コンピューターに詳しいんですけども、それでも乗っ取られるということで、フェイスブックで紹介していましたが、そういうこともありますので、やっぱりこのセキュリティーに関しては十分に気をつけていただきたいなということを要望しておきたいと思えます。ということで終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございますか。色川晴夫議員にお願いします。ここで休憩を入れたいと思えますので、休憩後に質疑を回したいと思えます。ご異議ございませんね。

再開を3時10分といたします。

午後2時59分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開いたします。

色川晴夫議員、質疑を受けます。

○13番（色川晴夫君） まず、歳入から。国庫支出金の東日本大震災の復興交付金、今回19回目というふうになりまして、松島地区外下水道事業というようなことで、こういう交付金事業が入りましたね。この復興事業は32年までだというふうになります。あと3年となりますね。そうすると残された事業、ざっと毎回やっているとわけわからなくなりますけれどもね、幾

らやったのかと。今、計画されている今後の復興交付金の申請、どのくらいあるのか。何事業くらい、それでどのくらいの金額があるのかお示してください。

○議長（阿部幸夫君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 今、町のほうで事業数につきましては46事業ということで進めております。1つの事業の中に複数の箇所があったりするので、実際の件数はもっとふえますけれども、一応くり上は46事業ということで、全体事業費が24億5,000万円ほどになっています。（「残されたの」の声あり）残された事業。それで、配分を受けているのが約23億円ということですので、約1億5,000万円ぐらいがまだ配分を受けていないということで今整理をしております。内容としては、下水道の事業と道路事業ということになります。（不規則発言あり）済みません、失礼しました。桁間違いです。245億円が全体事業、配分済みが230億円ほど受けているということです。

○議長（阿部幸夫君） 色川議員。

○13番（色川晴夫君） 245億円と230億円だと。15億円だと、下水道と道路だということで、まだ道路も避難道路がまだ未着工のところもある、これからのところもある、そういう中で、じゃあ何回ぐらいこれから、どのくらいあと残されているのか。3回か4回か、計画されているのはどのくらい把握されていますか。

○議長（阿部幸夫君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 申請の時期のタイミングなんですけれども、年に3回ほどということで復興庁のほうからはペース的なことについては説明を受けております。ちなみに今回は第19回だったんですけれども、第20回についてももう作業が進んでおりまして、12月22日、間もなくですけれども、復興庁のほうから策定支援会議という名称で申請内容の審査を事前に受けるということで、これに基づきまして年明け1月下旬から2月上旬あたり、まだ日には決まっていませんけれども、20回目の配分予定ということです。この作業が引き続き年3回ペースで、これは32年まで続くということでの説明を受けております。

○議長（阿部幸夫君） 色川議員。

○13番（色川晴夫君） 33年からは考えていないよというようなことで。これは事業は32年度まで事業すれば繰り越ししても事故繰り越しでもそれは継続するよというふうな考え方でよろしいんですか。

○議長（阿部幸夫君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） そのような形になると思います。繰り越しは当然認められると

思いますし、通常の事務の流れ上事故繰までは認められるというふうには思っております。

○議長（阿部幸夫君） 色川議員。

○13番（色川晴夫君） 松島は、残された金額もこのぐらい、被害の程度からいけば本当に順調に申請して配分もされているかもわかりませんが、ほかの地域、こんなものじゃないわけですよね、被害状況は。そうすると、復興事業が恐らく32年度では終わらないんじゃないかなと思われるわけです。こういうときは恐らくその地域、町、市によって状況は違うと思うんですけれどもね、33年以降もじゃあ時限付で仮に3年延ばすとか、そういうふうになり得るかもしれない。でもその前までは確実に32年度までは全ての事業が申請するというふうにならなければならないんですけれどもね。そういうつもりでやっているんだと思いますけれども、どうなんですか。確実にやると。

○議長（阿部幸夫君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 現時点で言えることは確実にやるということを目指して、当然限界がありますけれども、事業を抱える課と連携しながら、それは最大限の目標ということで日々心がけながら進めていきたいと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 色川議員。

○13番（色川晴夫君） 頑張ってくださいと。それから、12ページ。労働費、勤労青少年ホームの業務賃金、これが2つ合わせて、業務員賃金と図書司書58万1,000円が増額されておりますけれども、これはどういった要因でふえているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 本間教育次長。

○教育次長（本間澄江君） 業務員の賃金につきましては、職員が9月20日から1人異動になりましたのでその分賃金のほうを増額させていただいております。それから、図書司書の賃金につきましては、図書司書につきましては図書司書の免許を持っている方をお願いしております、その方が遠方より松島まで通勤していただいているということで、今回交通費の分を補正させていただいたものでございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川議員。

○13番（色川晴夫君） 9月20日に異動だと。これはどっちから異動してどうなっているんですか。給与が高い人が異動したからこっちになったというようなことになるんですか。

○議長（阿部幸夫君） 本間教育次長。

○教育次長（本間澄江君） 中央公民館の職員が会計課のほうに異動したものでございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川議員。

○13番（色川晴夫君） わかりました。では、今、散々今まで議論されておりますけれども、学校教育の寄附金150万円、たしかこのドライビングスクールから去年もいただいているというようなことですね。それで、今、ご指摘があるように本当にこういうものが当初予算から計上されるべきだと、こういうご質問がずっと続いているわけですがけれども、私もまさにそうだと思っているんです。それはまた別にして、このコヤマドライビングスクール、大変ありがたい、150万円をいただいておりますけれども、事前に調査が入ったと、事前にどういったものと。去年もそうなんですけれども、この会社というのは松島町と特別の関係のある会社なのか、それから、全国何カ所かにこのようにやっているのか、どういった関係でこのように毎年松島町に寄附されているのかというようなことなんですけれども、どうなんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 本間教育次長。

○教育次長（本間澄江君） 東日本大震災で被害を受けた市町村にということでご寄附をいただいているようでございます。岩手県から始まりまして、各県にわたってご寄附をしていただいているというような会社となっております。

○議長（阿部幸夫君） 色川議員。

○13番（色川晴夫君） 大変ありがたい会社ですね。そういう中で、どこにあるかわかりませんが、町長にでも今度東京出張のときにでも一度顔を出していただいて、ありがとうございますと、なお来年度もよろしくというようなことをおっしゃっていただければ。本当にこういう大変な、150万円、こういうものでこういったこれから用意しなければならないことができるということでもありますので、たしか去年は、間違ったらごめんなさい、学校のグラウンドの、違いますか、図書でしたっけ……、去年は何でしたっけ。（「第五小学校の…」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 色川議員。

○13番（色川晴夫君） とにかく毎年こういうふうにさせていただいておるんでありますので、ぜひ、御礼の意味を込めて行っていただければありがたいというようなことで。

あと、最後、手当なんですけれども、時間外手当、一番最後なんです。20ページ。時間外手当、一番最後ですね、357万円というような計上されております。各課、これも12月の補正のたびに私これも質問するんですけれども、やっぱり仕事の量が多いから、職員も足りないからそうなるのかもしれませんが、やはり357万円というのは非常に大きい金額だと思うんです。そういう中で、ここ全部拾ってみるとどこが一番多いかわかるんですけれども、（「選挙の……」の声あり）選挙、そういうことでね、総務課が一番多いんです、そういう

中でどのようなことになるのかということでお聞きをしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 毎年この質問をいただいておりますので、どのような時間外の推移になっているかというのを洗ってみました。その結果としてわかったんですが、大体時間外割ることの一般職給料、これがパーセンテージでいうと2.8%台、震災の年だけ3.17%ということなんですが、今回は2.8%というのは決算ベースですね。29年度だけは予算ベースですが3.03%と。これ執行していきますと2.8とか2.9におっこっていくんだらうなと思っておりますが、大体同じようなペースでいっているのは事実であります。それで、そんな中で、やはり各課で苦勞して仕事をして何ぼかでも時間外をしないようにしようと、私どもでも1週間に1回残業ゼロの日というのを決めて、ゼロで帰ってくださいねということで仕事もなるべく減らす、減らすために集中してやってもらう、そんな努力をしてもらいながら当初予算ではもうちょっと低いお金で予算化をし、それでやれないかということでやってきているんですが、やっぱりここまで来ますと350万円ぐらい足りないというのが現状として出てきて補正をお願いしているというところでございます。べらぼうに高いお金ではなかったなというようには、今、思っているところでございます。各課にはそれなりの理由があるんですけども、今後使うお金というのを上げてもらって、それを予算化させていただいていると。当初予算で、例えば見れたものもあつたんじゃないのという話もするわけですが、それはこれまでの間にもう使ってしまったと。残業として職員がやって、もう残業手当として払いましたということでございまして、これから使うお金で補正をさせていただいたということでございます。一般管理費、7ページが額としては一番大きいんですかね。105万6,000円ありますが、これは、結構多目の課にわたっておりますので多くもなっているんですが、源泉徴収票作成だとか、臨時職員採用事務、防災事務、バリアフリー化関連だとかそういった事務で使いたいということで、全て私どもでヒアリングをさせていただいて、このお金で提案をさせていただいているということでございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川議員。

○13番（色川晴夫君） これが全課でこのように残業手当を出しているわけではないと思うんですね。だから、部署部署によってそのようになり手当が出る部分が、遅くまで仕事をしていただいているというようなことがあると思うんですね。それで、やっぱり人が足りないという部分もあると思うんですけども、その辺がやはり先ほどの心のそういうケアとか、そういう過去の悩みとか、そういうことの部分もある方もいると思うんですね。いろいろな要

因があると思うんですけれども。そういうことで、今、残業手当をなくす、残業を少しなくすというような動きもやっているというようなことがありますけれども、やはりこの辺の、残業手当ないところあるでしょう、課が。全く残業手当が、ほとんど出ていないと、割合的に、この3. 何%じゃなくて、そういうことになるとやっぱりちょっと残業手当ないやというようなことも、職員には不満とかなにかというのは出てこないですか。

○議長（阿部幸夫君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 残業手当のない課は今のところ存在していません。給食センター、選挙管理委員会の事務局費は管理者しかいませんので残業手当ゼロですが、全課にわたって残業手当はお支払いしているという状況です。

○議長（阿部幸夫君） 色川議員。

○13番（色川晴夫君） 人をふやせばいいというものじゃないんですね。そういう中で最大の、仕事の中で最大の効果は上げるようにしていただければなど、こう思っております。そういうことであとはその中で病気になったりそういうことを未然に、先ほどの質疑の中でもそのような対策をちゃんととりながら、やはりこの部分、もうちょっと減らすような工夫をお願いしたいと、このように申し上げて、来年またこういうことするかもしれませんけれども、よろしくをお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 先ほど、菅野議員のご質問のときにお話しするのを忘れたわけですが、11月末で4人の職員が心の病で休んでいたわけですが、今月中に2人戻ります。そういうふうに各課長を中心にそういった職員のケアはさせていただき、多くの戦力でこの行政をやっているという状況でございます。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 私は、先ほどから話題になっている公民館の関係でちょっとお聞きしたいなと思っていました。公民館長がおやめになったと、こういうことで、理由としては本人とお母さんの病気ということが主だった理由だと、こういうお話なんですけれども、それをそのまま信じている皆さんは余りいないんじゃないかなと私は思うんです。実際上は今、お話にもあったように、9月20日に職員の異動があったりして、非常に働く環境が厳しくなっていくとこういう状況もあったのではないかと。せっかく4月から職員を1人つけてもらってそれが途中でやっぱり剥がされていくと、そういう中でこういう問題が出てきたのではないかなというふうに思っているんですが。まず、その辺についての、職員の配置の問題につ

いてどうだったのかという点を1つお聞きしておきたいということと、それから、社会教育、生涯学習ですよね、公民館が担うということになっていけばね、その辺に対する町の考え方というのはどういうものなんだろうかと。今、現状でいえば、生涯学習班長ですか、これが兼務で館長をやっておられるということで、公民館事業そのものがやっぱり軽視され過ぎているのではないかという気がするんですね。生涯学習ということが言われてしばらく時間がたっているわけですがけれどもね。そういう中ではちょっと、今のこの町の状況というのは軽視をし過ぎているのではないかという気がするんですが、その辺に対する見解だけをお伺いをしておきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） まず、1人異動になった件についてお話をさせていただきたいと思います。これは、会計課のほうに1人が入ってきたと。これ、かわるときの要因で、中でちょっとさっき病気の話がありました、病気の方でちょっと来れない、出て来れないと、そういう中で、もう1人もちょっと体調が余りよろしくなくて、そういうことで会計事務のほうでちょっとなかなかおくれ気味のような状況がちょっとありました。ということで、いろいろ人選はさせていただきました。そのときに、会計事務の即戦力、教えないで即戦力にできる方ということでいろいろ検討させていただきました。そのときにたまたま会計課長にいた人、ただもう1人公民館でもと会計事務やっていた方、そういう人がいらしたので、その間ちょっと仕事があれなので、その間異動できないかということで、教育委員会にお話をさせていただいて、どなたかということは教育委員会の中でちょっとお話を、ちょっともんでいただいて、そういうやられた方がいらっしゃるので。ほかの課もちょっといらっしゃったんですけれども、なかなか難しいところがありまして、公民館、教育委員会のほうで相談させていただいて人選はさせていただいたということでもあります。こちらのほうに1人来たということでもあります。あとのことについては、教育委員会のほうから。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） それではお答えいたします。ただいま今野議員がおっしゃったように、生涯学習、生涯教育を軽視しているのではないかというお話なんです、私自身もかつて社会教育主事をしていたときがあります。生涯学習の大切さというのは一時ライフ・ロング・エデュケーションといって人生最後まで学ぶということで、私も勉強させていただいた経緯がありますので、ただ、人数が減ったからすぐ機能が停止するというふうには捉えないで、私、とにかく今の現状で何とかうまくいくように考えているところでございます。事情があ

って1人会計課のほうに行きましたんですが、それで人員的にはというと議員おっしゃるようにそれは多分目に見えて3人いたのが2人になったという状態にはなっていますけれども、できるだけ停滞、それからサービスが滞らないように、石川生涯学習班長を兼務に充てて、よく公民館のことを知っている人を充てることによって何とか持ちこたえようというような考えで現在もいるところですよ。一番心配していました成人式、そういうのも滞りなく、滞りとは言いませんけれども、支障なく進んでいるようで、ちょこっと石川館長に聞いたりすると大丈夫と、やっているようなので、もし人が足りなければ教育委員会にも人がありますので支援すると。そのほか、分館活動とかそういうのもありますので、その辺についても何とか私たち教育委員会で対応して、次年度の人事まで頑張っていきたいなと思っております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 教育委員会も一生懸命対応しようということはわかるわけですよ。それはね。だから、せっかく教育委員会に配属した職員を引き抜いていって、そこを埋めないのはやっぱり町執行部の責任だと思うんですよ。やっぱり、足りないということで配置したはずの人が引き抜かれていくわけですからね。それは大変なことだと思うんです。それを、見て見ぬふりとは言わないけれども、現状、そのまま来ているわけでしょう。そして、今回やっと補正して臨時で職員をつけていきますよと、こういう格好になっているわけね。だけれども、臨時でやる職員の方は臨時の仕事なんですよ、やっぱりね。公民館の仕事としてきちんと生涯学習なりなんりの系統づけて担うということになれば、それはやっぱりきちんとした職員の人たちが配置をされて進めていくということにならざるを得ないんだと思うんです。ところが、今はそうではないわけですよ。この影響って一体じゃあどこに出てくるんだろうなど。来年度の事業計画や何かに当然私は反映していくんじゃないのかと、そんなふうに思うんです。そういう意味で申し上げているわけですよ。非常に、公民館活動、あそこは指定管理者でアトレ・るも入っているので、人数だけはあるように見えるんですけども、別にアトレ・るに公民館活動を任せただけではないでしょう。そういう意味からいったら、本当に町としての公民館活動、社会教育活動、生涯学習、こういうものが手薄になっているんだという、そここのところの自覚が、自覚というか思いがないのではないかという気がするんですよ。私はそう思うんですが、ちょっとそれ、そういうふうに思いませんか。来年度に向けて、何か改善策とか考えておられるんですか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、アトレ・るホームについては、B B I さんが入ってしまっていて、担当のほうから聞けばB B I と相互に仕事をある程度応援し合ったりして、うまくいっているような話は聞いております。ですから、できるだけ今、不足しているのはわかっているので、あそこの職員ももと議会事務局にいた職員ですから、行ってよく話は聞くようにしているんですけども、聞いてフォローアップだけはしようと。ただ、来年のことについては、正直言って組織的に、さっきの議案であった指定管理者の問題もありますけれども、指定管理者になりましたので、そういうところも加味して、今後職員の配置を総体的にちょっと、どこのポジションにどういうふうに配置するかというのを今検討中でありますので、4月からはそういう新たな体制を組んでいきたいと。今野議員が心配されるのはごもっともでありますので、それはできるだけ早く改善に向けて進めていきたいと。組織的なものについては、こういうふうにしたいということはある程度私のほうで、精査していただいて、教育委員会と話し合いをし、できるだけ早い段階で班長さんたちが今後こういうふうになるんだということをお話していただけるように、理解を求めながらやっていけば、班長さん方もご理解してくれるのではないかと考えております。以上であります。

○議長（阿部幸夫君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 公民館ですので、やっぱり公民館長ってうんと大事な位置にあるんだと思うんです、私はね。ここ十数年、職員が公民館長を兼務するというやり方で来ているんですが、必ずしも職員でなくていいわけですよ。やっぱり、民間からコミュニティー能力のある人を館長に据えてやるということも私はあるんだと思うんですよ。そういう意味で考えたら、来年度に向けて早急にそういうところで対応してもらってやったらいいのではないかと。職員の数も減らしていないということですね。そこの環境はどうなのか、私、詳しいことはわかりませんが。そうじゃないと、来年度以降の事業が縮小せざるを得ないということになりはしないのかと。指定管理者で、マリソルにスポーツ関係の事業は移すから、その分は少し手軽になるよとかそういう部分は確かに出るかもしれないけれども、それ以上にやっぱり社会教育としての広い分野を担っているわけですからね、公民館というのは。そのところをしっかりと支えられるような体制をぜひつくっていただきたいということだけ申し上げておきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 何か、私が議論していたの聞かれたのかなと思うぐらい、実は外部から公民館長ということも視野には入れています。ただ、そういった方はどこにどういうふうに

いるのかというのもありますけれどもね。必ずしも職員でなくて、職員以外の方でそういうものに卓越した人であればいいのかなという思いはあります。そういったことも踏まえて、まだ人事にすっかり着手しているわけではありませんけれども、来年4月からの人事を頭の中で考えている段階であります。そうするとは言いませんけれども、それも考えているということであります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第108号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第108号平成29年度松島町一般会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第109号 平成29年度松島町国民健康保険特別会計補正予算
（第3号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第13、議案第109号平成29年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。（「間違えた。ごめんなさい」の声あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第109号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第109号平成29年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第110号 平成29年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第14、議案第110号平成29年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 歳入の関係、地域支援交付金包括的支援等2事業ということで、国庫支出金とそれから県の支出金のほうで合わせて250万円余りですね、減額ということになって、歳出で人件費含めて包括的支援事業2事業これがほぼ……、かなり減額をされるということになっているんですが、この減額の理由ですね。これは総合事業とのかかわりがあってこうなっているのかも含めて、ちょっと教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 歳入のほうでございますが、地域支援事業のほうに職員人件費も対象として認められておったんですけれども、1名家庭の事情で7月末に退職した保健師の分が減額になっております。主なところはそういったところでございます。あと、人事院勧告の人件費で増の部分もあるんですが、どちらかというとその退職した職員の減額のほうが多いので、その各事業の補助金の率等に合わせて今回補正しております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それで結局、7月末でやめてその支援事業そのものの中身の変化というのはないんですか。人員的に不足するとかっていうのはないのかどうか、その辺はどうなんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 地域支援事業、29年4月から新たな体制で始めているんですが、その担当保健師が全てやっていたわけではなくて、高齢者支援班全体で動いております。包括支援センターの社会福祉士、保健師も、みんなで協力してやっております。特に、退職した職員に関しては、産休明けで育児時間もとっている職員でございましたので、主に窓口相

談とかを対応しておりましたので、地域支援事業の新体制を進めるに当たっては1名減というのは大変痛いところではございますが、みんなで協力して対応しているところでございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第110号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第110号平成29年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第111号 平成29年度松島町介護サービス事業特別会計補正
予算（第1号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第15、議案第111号平成29年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第111号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第111号平成29年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第112号 平成29年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第16、議案第112号平成29年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第112号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第112号平成29年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第113号 平成29年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第17、議案第113号平成29年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第113号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第113号平成29年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第114号 平成29年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）
について

○議長（阿部幸夫君） 日程第18、議案第114号平成29年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第114号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第114号平成29年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第19は人事案件でございますので、暫時休憩をしまして、議員の皆様は議員控室のほうにご移動願いたいと思います。

午後3時52分 休 憩

午後3時55分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開いたします。

日程第19 議案第116号 松島町監査委員の選任につき同意を求めること
について

○議長（阿部幸夫君） 日程第19、議案第116号松島町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本件については、4番赤間幸夫議員は地方自治法第117条の規定に該当し、除斥されますの

で退場を求めます。

〔4番赤間幸夫議員 退場〕

○議長（阿部幸夫君） 議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第116号松島町監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

松島町監査委員の任期満了に伴いまして、赤間幸夫氏を監査委員として任命することについて同意を賜りたく提案を申し上げます。

赤間幸夫氏の経歴につきましては、資料に記載したとおりであります。平成25年に松島町議会議員に初当選され、現在に至っております。この間、塩釜地区消防事務組合議会議員及び第2常任委員会副委員長を歴任なされております。人格、識見ともに監査委員としてふさわしい方であると思いますので、任命について同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 本件につきましては人事案件ですので、質疑、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

これより議案第116号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否とします。

投票の準備をさせます。

準備ができました。議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（阿部幸夫君） ただいまの出席議員は12名です。立会人を指名します。会議規則の規定により、3番緑山市朗議員、5番高橋利典議員を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（阿部幸夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（阿部幸夫君） 異常なしと認めます。

投票に入ります。事務局長が議席番号と指名を読み上げますので、順次投票を願います。

〔点呼、投票〕

○議長（阿部幸夫君） 投票が終わりました。投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

3番緑山市朗議員、5番高橋利典議員、開票立ち会いをお願いします。開票してください。

〔開 票〕

○議長（阿部幸夫君） 開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告させます。

○事務局長（千葉義行君） それでは報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票 うち白票1票

無効投票 0票

有効投票中、可とするもの 10票

否とするもの 2票

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 以上のとおり、賛成多数であります。よって議案第116号松島町監査委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決定をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。赤間幸夫議員の入場を許可します。

〔4番赤間幸夫議員 入場〕

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員には、監査委員の選任について同意することに決せられましたことをお知らせ申し上げます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会といたします。

再開は、12月19日午前10時です。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時15分 散会